本資料のうち、枠囲みの内容は営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

東海第二発電所	工事計画審査資料
資料番号	補足-60-1 改 113
提出年月日	平成 30 年 9 月 18 日

東海第二発電所

工事計画に係る説明資料

(V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書)

【収録内容】

- ・4.2 漂流物による影響確認について
- 4.3 漂流物荷重について

平成 30 年 9 月

日本原子力発電株式会社

改定履歴

	7 <i>L</i> + > >	以足腹座
改定	改定日 (提出年月日)	改定内容
改 0	Н30. 2. 5	・新規制定 ・「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を新規作成し,追加
改 1	Н30. 2. 7	・「1.1 潮位観測記録の考え方について」及び「1.3 港湾内の局所的な海面の励起について」を新規作成し、追加
改 2	Н30. 2. 8	・改0の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定
改3	Н30. 2. 9	・改1に,「1.6 SA用海水ピットの構造を踏まえた影響の有無の検討」を新規作成し,追加(「1.1 潮位観測記録の考え方について」及び「1.3 港湾内の局所的な海面の励起について」は,変更なし)
改 4	Н30. 2. 13	・改3の内,「1.1 潮位観測記録の考え方について」及び「1.3 港湾内の局所的な海面の励起について」を改定(「1.6 SA用海水ピットの構造を踏まえた影響の有無の検討」は、変更なし)
改 5	Н30. 2. 13	・「5.11 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」 及び「5.17 強度計算における津波時及び重畳時の荷重作用状況に ついて」を新規作成し、追加
改 6	Н30. 2. 15	・「5.7 自然現象を考慮する浸水防護施設の選定について」及び「5.19 津波荷重の算出における高潮の考慮について」を新規作成し、追加
改7	Н30. 2. 19	・改6に、「5.1 地震と津波の組合せで考慮する荷重について」を新規作成し、追加(「5.7 自然現象を考慮する浸水防護施設の選定について」及び「5.19 津波荷重の算出における高潮の考慮について」は、変更なし)
改 8	Н30. 2. 19	・「5.9 浸水防護施設の評価に係る地盤物性値及び地質構造について」及び「5.14 防潮堤止水ジョイント部材及び鋼製防護壁止水シールについて」を新規作成し、追加
改 9	Н30. 2. 22	・改8の「5.9 浸水防護施設の評価に係る地盤物性値及び地質構造について」を改定(「5.14 防潮堤止水ジョイント部材及び鋼製防護壁止水シールについて」は、変更なし)
改 10	Н30. 2. 23	・改2の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定
改 11	Н30. 2. 27	・「4.1 設計に用いる遡上波の流速について」及び「5.4 津波波力の選定に用いた規格・基準類の適用性について」を新規作成し、追加
改 12	Н30. 3. 1	・「1.2 遡上・浸水域の評価の考え方について」、「1.4 津波シミュレーションにおける解析モデルについて」、「4.2 漂流物による影響確認について」、「5.2 耐津波設計における現場確認プロセスについて」及び「5.6 浸水量評価について」を新規作成し、追加・改4の内、「1.6 SA用海水ピットの構造を踏まえた影響の有無の検討」を改定
改 13	Н30. 3. 6	・改 12 の内,「1.6 SA用海水ピットの構造を踏まえた影響の有無 の検討」を改定
改 14	Н30. 3. 6	・改5の内,「5.11 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」を改定(「5.11 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」のうち,「5.11.5 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁」を新規作成) ・改9の内,「5.14 防潮堤止水ジョイント部材及び鋼製防護壁止水シールについて」を改定

改定	改定日	76
	(提出年月日)	改定内容
改 15	Н30. 3. 9	・資料番号を「補足-60」→「補足-60-1」に変更(改定番号は継続) ・改7の内,「5.7 自然現象を考慮する浸水防護施設の選定について」 を改定 ・改10の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定
改 16	Н30. 3. 12	・改 14 の内,「5.14 防潮堤止水ジョイント部材及び鋼製防護壁止水シールについて」を改定
改 17	H30. 3. 22	・改 15 の内,「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定
改 18	Н30. 3. 30	・「1.5 入力津波のパラメータスタディの考慮について」,「3.1 砂移動による影響確認について」,「6.5.1 防潮扉の設計に関する補足説明」及び「放水路ゲートに関する補足説明」を新規作成し追加・改17の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定
改 19	H30. 4. 3	・改 18 の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定
改 20	Н30. 4. 4	・改 11 の内「4.1 設計に用いる遡上波の流速について」を改定 ・「5.10 浸水防護施設の強度計算における津波荷重、余震荷重及び漂 流物荷重の組合せについて」を新規作成し追加
改 21	Н30. 4. 6	・改 11 の内「5.4 津波波力の選定に用いた規格・基準類の適用性について」を改定 ・改 16 の内「5.14 防潮堤止水ジョイント部材及び鋼製防護壁シール材について」を改定(「5.14 防潮堤止水ジョイント部材及び鋼製防護壁シール材について」のうち「5.14.2 鋼製防護壁シール材について」を新規作成)
改 22	Н30. 4. 6	・「6.9.2 逆止弁を構成する各部材の評価及び機能維持の確認方法について」を新規作成し追加
改 23	Н30. 4. 10	 ・改 18 の「6.5.1 防潮扉の設計に関する補足説明」及び「6.6.1 放水路ゲートに関する補足説明」を改訂 ・改 21 の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定
改 24	Н30. 4. 11	・改5の内,「5.11 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」を改定(「5.11 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」のうち,「5.11.4 防潮堤(鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア))」を改定) ・改14の内,「5.11 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」を改定(「5.11 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」のうち,「5.11.5 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁」を改定) ・改20の内,「4.1 設計に用いる遡上波の流速について」を改定・「5.15 東海発電所の取放水路の埋戻の施工管理要領について」を新規作成し追加・「6.2.1 鉄筋コンクリート防潮壁の設計に関する補足説明」を新規作成し追加・「6.3.1 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の設計に関する補足説明」を新規作成し追加・「6.4.1 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計に関する補足説明」を新規作成し追加・「6.4.1 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計に関する補足説明」を新規作成し追加・「6.4.1 瞬管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計に関する補足説明」を新規作成し追加・「6.8.1 貯留堰の設計に関する補足説明」を新規作成し追加・「6.8.1 貯留堰の設計に関する補足説明」を新規作成し追加
改 25	H30. 4. 12	・改 23 の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定
改 26	H30. 4. 13	・改 12 の内,「4.2 漂流物による影響確認について」及び「5.6 浸水量評価について」を改定
改 27	H30. 4. 18	・改 25 の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定

→ t + t	改定日	
改定	(提出年月日)	改定内容
改 28	Н30. 4. 19	・改5の内,「5.11 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」を改定(「5.11.7 防潮扉」を改定) ・改24の内,「4.1 設計に用いる遡上波の流速について」を改定・改21の内,「5.4 津波波力の選定に用いた規格・基準類の適用性について」 ・「5.13 スロッシングによる貯留堰貯水量に対する影響評価について」を新規作成し、追加 ・「5.18 津波に対する止水性能を有する施設の評価について」を新規作成し、追加 ・「6.5.1 防潮扉の設計に関する補足説明」(土木)を新規作成し、追加 ・「6.8.2 貯留堰取付護岸に関する補足説明」を新規作成し、追加
改 29	Н30. 4. 19	・改 18 の内,「1.5 入力津波のパラメータスタディの考慮について」 を改定
改 30	Н30. 4. 27	・H30.4.23 時点での最新版一式として,改 29 (H30.4.19) までの最新版をとりまとめ,一式版を作成
改 31	Н30. 4. 26	・改28の内,「4.1 設計に用いる遡上波の流速について」を改定 ・改28の内,「5.4 津波波力の選定に用いた規格・基準類の適用性について」 ・改5の内,「5.11 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」を改定(「5.11.2 防潮堤(鋼製防護壁)」,「5.11.3 防潮堤(鉄筋コンクリート防潮壁)」を改定) ・「6.12 止水ジョイント部の相対変位量に関する補足説明」を新規作成し、追加 ・「6.13 止水ジョイント部の漂流物対策に関する補足説明」を新規作成し、追加
改 32	Н30. 5. 1	 ・改31の内,「4.1 設計に用いる遡上波の流速について」を改定 ・「5.9 浸水防護施設の評価に係る地盤物性値及び地質構造について」を削除し,5.9 以降の番号を繰り上げ ・改5の内,「5.10 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」を改定(「5.10.8 構内排水路逆流防止設備」を改定) ・改21の内,「5.13 防潮堤止水ジョイント部材及び鋼製防護壁シール材について」を改定(「5.13.2 鋼製防護壁シール材について」を改定) ・「6.1.1.1 鋼製防護壁の耐震計算書に関する補足説明」を新規作成し、追加 ・「6.7.1.1 構内排水路逆流防止設備の耐震計算書に関する補足説明」を新規作成し、追加
改 33	Н30. 5. 7	・改5の内,「5.16 強度計算における津波時及び重畳時の荷重作用状況について」を改定 ・「6.2.1.2 鉄筋コンクリート防潮壁の強度計算書に関する補足説明資料」を新規作成し、追加 ・「6.3.1.2 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の強度計算書に関する補足説明」を新規作成し、追加 ・「6.4.1.2 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の強度計算書に関する補足説明」を新規作成し、追加 ・「6.8.1.2 貯留堰の強度計算書に関する補足説明」を新規作成し、追加

74-	改定日	
改定	(提出年月日)	改定内容
改 34	Н30. 5. 7	・改27の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定 ・「6.7.1 構内排水路逆流防止設備の設計に関する補足説明」を新規 作成し,追加
改 35	Н30. 5. 14	・改34の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定 止水機構の実証試験の記載等について適正化
改 36	Н30. 5. 17	・「5.19 許容応力度法における許容限界について」を新規追加 ・「6.1.1.2 鋼製防護壁の強度計算書に関する補足説明」を新規作成 し,追加 ・「6.5.1.2 防潮扉の強度計算書に関する補足説明」を新規作成し, 追加
改 37	Н30. 5. 17	 ・改4の内,「1.1 潮位観測記録の考え方について」及び「1.3 港湾内の局所的な海面の励起について」を改定 ・改18の内,「3.1 砂移動による影響確認について」を改定 ・「6.9.1 浸水防止蓋,水密ハッチ,水密扉,逆止弁及び貫通部止水処置の設計に関する補足説明」に名称を変更
改 38	Н30. 5. 18	 ・改 24 の内,「5.10 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」を改定(「5.10.5 防潮堤(鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁)」を改定) ・改 31 の内,「5.10 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」を改定(「5.10.3 防潮堤(鉄筋コンクリート防潮壁)」を改定) ・改 31 の内,「6.12 止水ジョイント部の相対変位量に関する補足説明」を改定
改 39	Н30. 5. 22	・改35の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定 止水機構の解析結果及び実証試験結果について記載を追記。 ・改34「6.7.1 構内排水路逆流防止設備の設計に関する補足説明」 を改訂
改 40	Н30. 5. 25	・「6.9.1 浸水防止蓋,水密ハッチ,水密扉,逆止弁及び貫通部止水 処置の設計に関する補足説明」を新規作成し,追加 ・改22の「6.9.2 逆止弁を構成する各部材の評価及び機能維持の確 認方法について」を改定
改 41	Н30. 5. 29	・改 40 の「6.9.1 浸水防止蓋,水密ハッチ,水密扉,逆止弁及び貫 通部止水処置の設計に関する補足説明」を改定
改 42	Н30. 5. 31	 ・改5の内,「5.10 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」を改定(「5.10.6 貯留堰及び貯留堰取付護岸」を改定) ・改24の内,「6.4.1.1 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の耐震計算書に関する補足説明」を改定 ・改24の内,「6.8.1.1 貯留堰の耐震計算書に関する補足説明」を改定 ・改24の内,「6.8.1.1 貯留堰の耐震計算書に関する補足説明」を改定 ・改28の内,「5.12 スロッシングによる貯留堰貯水量に対する影響評価について」を改定
改 43	Н30. 6. 1	・改 41 の「6.9.1 浸水防止蓋,水密ハッチ,水密扉,逆止弁及び貫 通部止水処置の設計に関する補足説明」を改定

改定	改定日	- 中中中央
以正	(提出年月日)	改定内容
改 44	Н30. 6. 5	 ・改24の「6.2.1.1 鉄筋コンクリート防潮壁の耐震計算書に関する補足説明資料」を改定 ・改28の「5.10 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」を改定(「5.10.7 防潮扉」を改定) ・改32の「5.10 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」を改定(「5.10.8 構内排水路逆流防止設備」を改定)
改 45	Н30. 6. 5	・改 43 の「6.9.1 浸水防止蓋,水密ハッチ,水密扉,逆止弁及び貫 通部止水処置の設計に関する補足説明」を改定
改 46	Н30. 6. 6	・改39の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定 審査会合時(H30.5.31)の記載に改訂及び実証試験後の評価方法を 記載。
改 47	Н30. 6. 8	 ・改24の「5.14 東海発電所の取放水路の埋戻の施工管理要領について」を改定 ・改32の「5.13.2 鋼製防護壁シール材について」を改定 ・改33の「5.16 強度計算における津波時及び重畳時の荷重作用状況について」を改定
改 48	Н30. 6. 11	・「4.3 漂流物荷重について」を新規作成し,追加 ・改36の「5.19 許容応力度法における許容限界について」を改定
改 49	Н30. 6. 12	・改 45 の「6.9.1 浸水防止蓋,水密ハッチ,水密扉,逆止弁及び貫 通部止水処置の設計に関する補足説明」を改定
改 50	Н30. 6. 12	・改 46 の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定 ・改 18 の「6.5.1 防潮扉の設計に関する補足説明」及び「放水路ゲートに関する補足説明」を改定
改 51	Н30. 6. 15	・改 42 の「6.4.1.1 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の耐震計算書に 関する補足説明」を改定 ・改 48 の「5.19 許容応力度法における許容限界について」を改定
改 52	Н30. 6. 19	・改49の「6.9.1 浸水防止蓋,水密ハッチ,水密扉,逆止弁及び貫通部止水処置の設計に関する補足説明」を改定 ・「6.10.1 津波・構内監視カメラの設計に関する補足説明」に名称を変更 ・「6.10.1 津波・構内監視カメラの設計に関する補足説明」,「6.10.3 加振試験の条件について」及び「6.10.4 津波監視設備の設備構成及び電源構成について」を新規作成し、追加
改 53	Н30. 6. 19	・改 50 の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定
改 54	Н30. 6. 20	・「5.8 浸水防護に関する施設の機能設計・構造設計に係る許容限界について」を新規作成し、追加
改 55	Н30. 6. 20	 ・改38の「5.10 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」を改定(「5.10.5 防潮堤(鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁)」を改定) ・改44の「5.10 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について」を改定(「5.10.7 防潮扉」を改定) ・改51の「5.19 許容応力度法における許容限界について」を改定

改定	改定日 (提出年月日)	改定内容
	(1定山平月日)	・改 42 の 「5. 12 スロッシングによる貯留堰貯水量に対する影響評価
∃ <i>k</i> , ⊏ <i>c</i>	H20 C 01	
改 56	Н30. 6. 21	について」を改定
		・改 42 の「6.8.1.1 貯留堰の耐震計算書に関する補足説明」を改定
		・改 55 の「5.19 許容応力度法における許容限界について」を改定
		・改 56 の「5.12 スロッシングによる貯留堰貯水量に対する影響評価
改 57	Н30. 6. 25	について」を改定
		・「6.1.2 鋼製防護壁アンカーに関する補足説明」を新規作成し,追
		加
		・改 52 の「6.9.1 浸水防止蓋,水密ハッチ,水密扉,逆止弁及び貫
		通部止水処置の設計に関する補足説明」,「6.10.3 加振試験の条件
改 58	Н30. 6. 26	について」及び「6.10.4 津波監視設備の設備構成及び電源構成について」を改定
3, 00	1100.0.20	・「6.10.2 取水ピット水位計及び潮位計の設計に関する補足説明」を
		新規作成し、追加
改 59	Н30. 6. 26	・改 53 の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定
<u>1</u> , 00	1130. 0. 20	・「5.11 浸水防護施設の評価における衝突荷重,風荷重及び積雪荷重
		について」及び「5.15 地殻変動後の基準津波襲来時における海水ポ
改 60	Н30. 6. 27	ンプの取水性への影響について」を新規作成し、追加
		・改 58 の「6.10.4 津波監視設備の設備構成及び電源構成について」
		を登載(変更なし) ・改 57 の「6.1.2 鋼製防護壁アンカーに関する補足説明」を改定
74.01	H00 6 00	・「6.11 耐震計算における材料物性値のばらつきの影響に関する補足
改 61	Н30. 6. 28	説明」を新規作成し,追加
		・「6.14 杭-地盤相互作用バネの設定について」を新規作成し,追加
改 62	Н30. 6. 28	・改 59 の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定(抜粋版)
		・改28の「6.8.2 貯留堰取付護岸に関する補足説明」を改定
改 63	Н30. 6. 29	・改 33 の「6.4.1.2 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の強度計算書に
		関する補足説明」を改定 ・改 56 の「6.8.1.1 貯留堰の耐震計算書に関する補足説明」を改定
		・改 58 の「6.10.2 取水ピット水位計及び潮位計の設計に関する補足
改 64	Н30. 6. 29	説明」を改定
LX 04	1130. 0. 29	・「5.15 地殻変動後の津波襲来時における海水ポンプの取水性への影
		響について」に名称を変更
改 65	Н30. 7. 3	・改 58 の内,「6.9.1 浸水防止蓋,水密ハッチ,水密扉,逆止弁及び 貫通部止水処置の設計に関する補足説明」を改定
改 66	Н30. 7. 4	・改 28 の内,「6.5.1.1 防潮扉の耐震計算書に関する補足説明」を改 定
		・「5.5 津波防護施設のアンカーボルトの設計について」を新規作成
		し、追加
改 67	Н30.7.4	・改 60 の「5.11 浸水防護施設の評価における衝突荷重,風荷重及び ・
		積雪荷重について」,「5.15 地殻変動後の基準津波襲来時における 海水ポンプの取水性への影響について」及び「6.10.4 津波監視設備
		の設備構成及び電源構成について」を改定

改定	改定日	改定内容
<i>3</i> ,7,2	(提出年月日)	
改 68	Н30. 7. 5	・改 56 の「5.12 スロッシングによる貯留堰貯水量に対する影響評価について」を改定
改 69	Н30. 7. 6	 ・改24の「6.3.1.1 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の耐震計算書に関する補足説明」を改定 ・改32の「6.7.1.1 構内排水路逆流防止設備の耐震計算書に関する補足説明」を改定 ・改32の「6.1.1.1 鋼製防護壁の耐震計算書に関する補足説明」を改定 ・改33の「6.8.1.2 貯留堰の強度計算書に関する補足説明」を改定 ・改33の「6.3.1.2 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の強度計算書に関する補足説明」を改定 ・改36の「6.5.1.2 防潮扉の強度計算書に関する補足説明」を改定 ・改44の「6.2.1.1 鉄筋コンクリート防潮壁の耐震計算書に関する補足説明」を改定 ・改44の「6.2.1.1 鉄筋コンクリート防潮壁の耐震計算書に関する補足説明資料」を改定
		 「6.7.1.2 構内排水路逆流防止設備の強度計算書に関する補足説明」を新規作成し、追加 ・改33の「6.2.1.2 鉄筋コンクリート防潮壁の強度計算書に関する
改 70	Н30. 7. 6	・改36の「6.2.1.2 欽励ニック」「例例型の温及計算書に関する 補足説明資料」を改定・改36の「6.1.1.2 鋼製防護壁の強度計算書に関する補足説明」を 改定
改 71	Н30. 7. 11	・改 62 の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定(抜粋版)
改 72	Н30. 7. 11	・改65の「6.9.1 浸水防止蓋,水密ハッチ,水密扉,逆止弁及び貫通部止水処置の設計に関する補足説明」を改定 ・改52の「6.10.1 津波・構内監視カメラの設計に関する補足説明」 を改定
改 73	Н30. 7. 11	・「3.2 海水ポンプの波力に対する強度評価について」を新規作成し、 追加 ・改 67 の内、「5.15 地殻変動後の基準津波襲来時における海水ポン プの取水性への影響について」を改定
改 74	Н30. 7. 12	・改71の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」を改定(抜粋版)
改 75	Н30. 7. 17	・改72の「6.9.1 浸水防止蓋,水密ハッチ,水密扉,逆止弁及び貫通部止水処置の設計に関する補足説明」を改定 ・「5.3 強度計算に用いた規格・基準について」及び「6.9.3 津波荷重(突き上げ)の強度評価における鉛直方向荷重の考え方について」を新規作成し、追加・改64の「6.10.2 取水ピット水位計及び潮位計の設計に関する補足説明」を改定・改58の「6.10.3 加振試験の条件について」を改定
改 76	Н30. 7. 18	・改 67 の「6.10.4 津波監視設備の設備構成及び電源構成について」 を改定 ・「2.1 津波防護対象設備の選定及び配置について」を新規作成し、 追加
改77	H30. 7. 19	・改 61 の「6.1.2 鋼製防護壁アンカーに関する補足説明」を改定
改 78	H30. 7. 23	・改 77 の「6.1.2 鋼製防護壁アンカーに関する補足説明」を改定

	改定日	
改定	(提出年月日)	改定内容
改 79	Н30. 7. 24	・改75の「5.3 強度計算に用いた規格・基準について」,「6.9.1 浸水防止蓋,水密ハッチ,水密扉,逆止弁及び貫通部止水処置の設計に関する補足説明」,「6.9.3 津波荷重(突き上げ)の強度評価における鉛直方向荷重の考え方について」及び「6.10.2 取水ピット水位計及び潮位計の設計に関する補足説明」を改定
改 80	Н30. 7. 25	・「3.3 除塵装置の取水性の影響について」及び「6.2.2 フラップゲートに関する補足説明」を新規作成し、追加
改 81	Н30. 7. 27	・改 48 のうち,「4.3 漂流物荷重について」を改定
改 82	Н30. 7. 27	・改 44 のうち,「5. 10. 8 構内排水路逆流防止設備」を改定
改 83	Н30. 7. 31	・「7.1 工事計画変更許可後の変更手続き」を新規作成し,追加 ・改50のうち,「放水路ゲートに関する補足説明」を改定
改 84	Н30. 8. 1	・改37のうち,「3.1 砂移動による影響確認について」を改定
改 85	Н30. 8. 1	・改37のうち,「6.9.1 浸水防止蓋,水密ハッチ,水密扉,逆止弁及 び貫通部止水処置の設計に関する補足説明」を改定
改 86	Н30. 8. 2	・改 26 の「4.2 漂流物による影響確認について」及び「5.6 浸水量 評価について」を改定
改 87	Н30. 8. 3	・改 15 のうち,「5.7 自然現象を考慮する浸水防護施設の選定について」を改定
改 88	Н30. 8. 6	 ・改 51 のうち,「6.4.1.1 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の耐震計算書に関する補足説明」を改定 ・改 63 のうち,「6.4.1.2 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の強度計算書に関する補足説明」を改定
改 89	Н30. 8. 7	 ・改 29 の「1.5 入力津波のパラメータスタディの考慮について」を 改定 ・「6.1.3 止水機構に関する補足説明」に評価内容を新規作成し追記 (新規分のみ抜粋) ・改 76 の「6.10.4 津波監視設備の設備構成及び電源構成について」 を改定
改 90	Н30.8.8	・改 12 の「5.2 耐津波設計における現場確認プロセスについて」を 改定
改 91	Н30. 8. 13	 ・「5.20 津波防護施設の耐震評価における追加検討ケースの選定について」を新規作成し、追加 ・改 63 の「6.8.1.1 貯留堰の耐震計算書に関する補足説明」及び「6.8.2 貯留堰取付護岸に関する補足説明」を改定 ・改 69 の「6.8.1.2 貯留堰の強度計算書に関する補足説明」を改定
改 92	Н30. 8. 16	・改69の「6.3.1.1 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の耐震計算書に関する補足説明」及び「6.3.1.2 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の強度計算書に関する補足説明」を改定
改 93	Н30. 8. 17	 ・改 66 の「6.5.1.1 防潮扉の耐震計算書に関する補足説明(土木)」を改定 ・改 69 の「6.5.1.2 防潮扉の強度計算書に関する補足説明(土木)」を改定

改定	改定日 (提出年月日)	改定内容
改 94	Н30. 8. 17	 ・改90の「5.2 耐津波設計における現場確認プロセスについて」を 改定 ・改86のうち、「5.6 浸水量評価について」を改定 ・改87の「5.7 自然現象を考慮する浸水防護施設の選定について」 を改定
改 95	Н30. 8. 20	・改 69 の「6.7.1.1 構内排水路逆流防止設備の耐震計算書に関する 補足説明」及び「6.7.1.2 構内排水路逆流防止設備の強度計算書に 関する補足説明」を改定
改 96	Н30. 8. 20	・改 55 の「5.19 許容応力度法における許容限界について」を改定
改 97	Н30. 8. 21	・改81の「4.3 漂流物荷重について」を改定
改 98	Н30. 8. 22	 ・改12の「1.2 遡上・浸水域の評価の考え方について」を改定 ・改89の「1.5 入力津波のパラメータスタディの考慮について」を改定 ・改84の「3.1 砂移動による影響確認について」を改定 ・改86の「4.2 漂流物による影響確認について」を改定 ・改94の「5.6 漏水量評価について」を改定 ・改89の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」の改訂及び止水板
改 99	Н30. 8. 22	設置時における隙間の解析結果,評価の報告(新規) ・改50の「6.5.1 防潮扉の設計に関する補足説明」の改訂 ・改50,83の「6.6.1 放水路ゲートの設計に関する補足説明」の 改訂 ・改85の「6.9.1 浸水防止蓋,水密ハッチ,水密扉,逆止弁及び貫通部止水処置の設計に関する補足説明」を改定
改 100	Н30. 8. 22	・改 69 のうち,「6.1.1.1 鋼製防護壁の耐震計算書に関する補足 説明」,「6.2.1.1 鉄筋コンクリート防潮壁の耐震計算書に関する 補足説明資料」及び「6.2.1.2 鉄筋コンクリート防潮壁の強度計 算書に関する補足説明資料」を改定
改 101	Н30. 8. 22	・改 69 のうち,「6.1.1.2 鋼製防護壁の強度計算書に関する補足説 明」を改定

改定	改定日 (提出年月日)	改定内容
改 102	H30. 8. 24	 ・改 98 のうち、「1.2 遡上・浸水域の評価の考え方について」、「1.5 入力津波のパラメータスタディの考慮について」、「5.6 漏水量評価について」を改定 ・改 94 のうち、「5.7 自然現象を考慮する浸水防護施設の選定について」を改定 ・改 76 のうち、「2.1 津波防護対象設備の選定及び配置について」を改定
改 103	Н30. 8. 27	・改82のうち、「5.10.8 構内排水路逆流防止設備」を改定・改91のうち、「5.20 津波防護施設の耐震評価における追加検討ケースの選定について」を改定
改 104	Н30. 8. 28	 ・改102のうち「2.1 津波防護対象設備の選定及び配置について」の改訂 ・改99のうち「6.5.1 防潮扉の設計に関する補足説明」の追記 ・改99のうち「6.6.1 放水路ゲートの設計に関する補足説明」の追記
改 105	Н30. 8. 29	 ・改7のうち、「5.18 津波荷重の算出における高潮の考慮について」を改定 ・改94のうち、「5.2 耐津波設計における現場確認プロセスについて」を改定 ・改102のうち、「1.2 遡上・浸水域の評価の考え方について」、「5.6 浸水量評価について」及び「5.7 自然現象を考慮する浸水防護施設の選定について」を改定 ・改104のうち、「2.1 津波防護対象設備の選定及び配置について」を改定 ・改96の「5.19 許容応力度法における許容限界について」を登載(変更なし)
改 106	Н30. 8. 30	・改 101 のうち、「6.1.1.2 鋼製防護壁の強度計算書に関する補足 説明」を改定
改 107	Н30. 9. 3	・改 103 のうち、「5.20 津波防護施設の耐震評価における追加検討ケースの選定について」を改定
改 108	Н30. 9. 4	 ・改 105「5.6 浸水量評価について」の改定(コメント回答) ・改 7 「5.18 津波荷重の算出における高潮の考慮」の改訂 ・改 104「6.5.1 防潮扉の設計に関する補足説明」の改訂 ・改 104「6.6.1 放水路ゲートの設計に関する補足説明」の改定

改定	改定日 (提出年月日)	改定内容
	(DC) 174117	・改 102 の「1.5 入力津波のパラメータスタディの考慮について」を 改定
		・改 98 の「4.2 漂流物による影響確認について」を改定
		・改87の「4.3 漂流物荷重について」を改定
改 109	Н30. 9. 5	・改 105 の「5.7 自然現象を考慮する浸水防護施設の選定について」 を改定
		・改 99 の「6.1.3 止水機構に関する補足説明」及び「6.9.1 浸水防
		止蓋,水密ハッチ,水密扉,逆止弁及び貫通部止水処置の設計に関 する補足説明」を改定
		・改 16 の「5.13 防潮堤止水ジョイント部材及び鋼製防護壁シール材
		について」のうち「5.13.1 防潮堤止水ジョイント部材について」 を改定
		・改 68 の「5.12 スロッシングによる貯留堰貯水量に対する影響評価
改 110	Н30. 9. 10	について」を改定
LX 110	1150. 9. 10	・改 88 の「6.4.1.1 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の耐震計算書に
		関する補足説明」を改定
		・改 88 の「6.4.1.2 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の強度計算書に
		関する補足説明」を改定
		・改 91 の「6.8.1.1 貯留堰の耐震計算書に関する補足説明」を改定
改 111	Н30. 9. 11	・5.2 耐津波設計における現場確認プロセスについて
		・5.7 自然現象を考慮する浸水防護施設の選定について
		・改 105 の「2.1 津波防護対象設備の選定及び配置について」を改定
		・改84の「3.1 砂移動による影響確認について」を改定 ・改109の「4.2 漂流物による影響確認について」,「4.3 漂流物荷
		・以 109 00 「4.2
		弁及び貫通部止水処置の設計に関する補足説明」を改定
改 112	Н30. 9. 12	・改 108 の「5.6 浸水量評価について」を改定
		・改 72 の「6. 10. 1 津波・構内監視カメラの設計に関する補足説明」
		を改定
		・改 79 の「6.10.2 取水ピット水位計及び潮位計の設計に関する補足
		説明」
		・改 112 の「4.2 漂流物による影響確認について」及び「4.3 漂流
改 113	Н30. 9. 18	物荷重について」を改定

目 次

1. 入力津波の評価

- 1.1 潮位観測記録の考え方について[改 37 H30.5.17]
- 1.2 遡上・浸水域の評価の考え方について[改 105 H30.8.29]
- 1.3 港湾内の局所的な海面の励起について[改 37 H30.5.17]
- 1.4 津波シミュレーションにおける解析モデルについて[改 12 H30.3.1]
- 1.5 入力津波のパラメータスタディの考慮について[改 109 H30.9.5]
- 1.6 SA用海水ピットの構造を踏まえた影響の有無の検討「改 13 H30.3.6]
- 2. 津波防護対象設備
 - 2.1 津波防護対象設備の選定及び配置について[改 112 H30.9.12]
- 3. 取水性に関する考慮事項
- 3.1 砂移動による影響確認について[改 112 H30.9.12]
- 3.2 海水ポンプの波力に対する強度評価について[改 73 H30.7.11]
- 3.3 除塵装置の取水性の影響について[改 80 H30.7.25]
- 4. 漂流物に関する考慮事項
- 4.1 設計に用いる遡上波の流速について[改32 H30.5.1]
- 4.2 漂流物による影響確認について[改 113 H30.9.18]
- 4.3 漂流物荷重について[改113 H30.9.18]
- 5. 設計における考慮事項
 - 5.1 地震と津波の組合せで考慮する荷重について[改 7 H30.2.19]
 - 5.2 耐津波設計における現場確認プロセスについて[改 111 H30.9.11]
- 5.3 強度計算に用いた規格・基準について[改 79 H30.7.24]
- 5.4 津波波力の選定に用いた規格・基準類の適用性について[改 31 H30.4.26]
- 5.5 津波防護施設のアンカーボルトの設計について[改 67 H30.7.4]
- 5.6 浸水量評価について[改 112 H30.9.12]
- 5.7 自然現象を考慮する浸水防護施設の選定について[改 111 H30.9.11]
- 5.8 浸水防護に関する施設の機能設計・構造設計に係る許容限界について[改 54 H30.6.20]
- 5.9 浸水防護施設の強度計算における津波荷重,余震荷重及び漂流物荷重の組合せについて[改 20 H30.4.4]
- 5.10 浸水防護施設の設計における評価対象断面の選定について
 - 5.10.1 概要[改 5 H30.2.13]
 - 5.10.2 防潮堤(鋼製防護壁)[改 31 H30.4.26]
 - 5.10.3 防潮堤(鉄筋コンクリート防潮壁)[改38 H30.5.18]
 - 5.10.4 防潮堤(鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)) 「改 24 H30.4.11]
 - 5.10.5 防潮堤(鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁)[改 55 H30.6.20]
 - 5.10.6 貯留堰及び貯留堰取付護岸[改 42 H30.5.31]
 - 5.10.7 防潮扉[改 55 H30.6.20]
 - 5.10.8 構內排水路逆流防止設備[改 103 H30.8.27]

[]内は、当該箇所を提出 (最新) したときの改訂を示 す。

- 5.11 浸水防護施設の評価における衝突荷重, 風荷重及び積雪荷重について[改 67 H30.7.4]
- 5.12 スロッシングによる貯留堰貯水量に対する影響評価について[改 110 H30.9.10]
- 5.13 防潮堤止水ジョイント部材及び鋼製防護壁シール材について
 - 5.13.1 防潮堤止水ジョイント部材について[改 110 H30.9.10]
 - 5.13.2 鋼製防護壁シール材について[改 47 H30.6.8]
- 5.14 東海発電所の取放水路の埋戻の施工管理要領について[改 47 H30.6.8]
- 5.15 地殻変動後の津波襲来時における海水ポンプの取水性への影響について[改 67 H30.7.4]
- 5.16 強度計算における津波時及び重畳時の荷重作用状況について[改 47 H30.6.8]
- 5.17 津波に対する止水性能を有する施設の評価について「改 28 H30.4.19]
- 5.18 津波荷重の算出における高潮の考慮について[改 108 H30.9.4]
- 5.19 許容応力度法における許容限界について[改 96 H30.8.20]
- 5.20 津波防護施設の耐震評価における追加検討ケースの選定について[改 107 H30.9.3]
- 6. 浸水防護施設に関する補足資料
- 6.1 鋼製防護壁に関する補足説明
- 6.1.1 鋼製防護壁の設計に関する補足説明
 - 6.1.1.1 鋼製防護壁の耐震計算書に関する補足説明[改 100 H30.8.22]
 - 6.1.1.2 鋼製防護壁の強度計算書に関する補足説明[改 106 H30.8.30]
- 6.1.2 鋼製防護壁アンカーに関する補足説明[改 78 H30.7.23]
- 6.1.3 止水機構に関する補足説明[改 109 H30.9.5]
- 6.2 鉄筋コンクリート防潮壁に関する補足説明
 - 6.2.1 鉄筋コンクリート防潮壁の設計に関する補足説明
 - 6.2.1.1 鉄筋コンクリート防潮壁の耐震計算書に関する補足説明資料[改 100 H30.8.22]
 - 6.2.1.2 鉄筋コンクリート防潮壁の強度計算書に関する補足説明資料「改 100 H30.8.22]
- 6.2.2 フラップゲートに関する補足説明[改 80 H30.7.25]
- 6.3 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)に関する補足説明
 - 6.3.1 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の設計に関する補足説明
 - 6.3.1.1 鉄筋コンクリート防潮壁 (放水路エリア) の耐震計算書に関する補足説明[改 92 H30.8.16]
 - 6.3.1.2 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の強度計算書に関する補足説明[改 92 H30.8.16]
- 6.4 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁に関する補足説明
- 6.4.1 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計に関する補足説明
- 6.4.1.1 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の耐震計算書に関する補足説明[改 110 H30.9.10]
- 6.4.1.2 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の強度計算書に関する補足説明[改 110 H30.9.10]
- 6.5 防潮扉に関する補足説明
- 6.5.1 防潮扉の設計に関する補足説明[改 108 H30.9.4]
- 6.5.1.1 防潮扉の耐震計算書に関する補足説明[改 66 H30.8.17] (土木)
- 6.5.1.2 防潮扉の強度計算書に関する補足説明[改 69 H30.8.17] (土木)
- 6.6 放水路ゲートに関する補足説明

[]内は、当該箇所を提出 (最新) したときの改訂を示

- 6.6.1 放水路ゲートの設計に関する補足説明「改 108 H30.9.4]
- 6.7 構内排水路逆流防止設備に関する補足説明
- 6.7.1 構内排水路逆流防止設備の設計に関する補足説明[改 39 H30.5.22]
 - 6.7.1.1 構内排水路逆流防止設備の耐震計算書に関する補足説明[改 95 H30.8.20]
 - 6.7.1.2 構内排水路逆流防止設備の強度計算書に関する補足説明[改 95 H30.8.20]
- 6.8 貯留堰に関する補足説明
 - 6.8.1 貯留堰の設計に関する補足説明
 - 6.8.1.1 貯留堰の耐震計算書に関する補足説明[改 110 H30.9.10]
 - 6.8.1.2 貯留堰の強度計算書に関する補足説明「改 91 H30.8.13]
- 6.8.2 貯留堰取付護岸に関する補足説明[改 91 H30.8.10]
- 6.9 浸水防護設備に関する補足説明
- 6.9.1 浸水防止蓋,水密ハッチ,水密扉,逆止弁及び貫通部止水処置の設計に関する補足説明[改 112 H30.9.12]
- 6.9.2 逆止弁を構成する各部材の評価及び機能維持の確認方法について[改 40 H30.5.25]
- 6.9.3 津波荷重(突き上げ)の強度評価における鉛直方向荷重の考え方について[改79 H30.7.24]
- 6.10 津波監視設備に関する補足説明
 - 6.10.1 津波・構内監視カメラの設計に関する補足説明[改 112 H30.9.12]
 - 6.10.2 取水ピット水位計及び潮位計の設計に関する補足説明[改 112 H30.9.12]
- 6.10.3 加振試験の条件について[改 75 H30.7.17]
- 6.10.4 津波監視設備の設備構成及び電源構成について[改 89 H30.8.7]
- 6.11 耐震計算における材料物性値のばらつきの影響に関する補足説明[改 61 H30.6.28]
- 6.12 止水ジョイント部の相対変位量に関する補足説明[改 38 H30.5.18]
- 6.13 止水ジョイント部の漂流物対策に関する補足説明[改 31 H30.4.26]
- 6.14 杭-地盤相互作用バネの設定について[改 61 H30.6.28]
- 7. 工事計画変更許可後の変更手続き
- 7.1 工事計画変更許可後の変更手続き [改 83 H30.7.31]

[]内は、当該箇所を提出 (最新)したときの改訂を示す。

4.2.2 漂流物による影響評価について

(5) 基準津波を超え敷地に遡上する津波に伴う漂流物による影響評価

基準津波を超え敷地に遡上する津波(以下「敷地に遡上する津波」という。)において発生する漂流物に対し、緊急用海水ポンプ*の取水性への影響評価並びに津波防護施設及び建屋・区画に内包されない重大事故等対処設備への漂流物の衝突影響を評価する。

- ※ 敷地に遡上する津波においては、津波が防潮堤を超え敷地に流入する前提としているため、取水口から取水構造物(取水路及び取水ピット)を経て海水を取水する残留熱除去系海水系ポンプ、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ(以下「非常用海水ポンプ」という。)の機能喪失を想定し、系統への海水供給を緊急用海水ポンプで実施することとしている。このため、敷地に遡上する津波に伴う漂流物に伴う影響評価対象は緊急用海水ポンプとしている。
- a. 漂流物に対する緊急用海水ポンプの取水性の評価
 - (a) 緊急用海水系の流路の設計

緊急用海水ポンプは、防潮堤外側の東海港内の海中に海水取入れ口を有するSA用海水ピット取水塔から海水を取水し、海水引込み管、SA用海水ピット、緊急用海水取水管を経て緊急用海水ポンプピットに海水を引き込む設計としている。これらの施設は、非常用海水ポンプの取水構造物(取水路及び取水ピット)から独立しており、SA用海水ピット取水塔内に設置する取水管上部に下向きのノズルを設けることで、浮遊砂等の異物の持ち込みを抑制する設計としている。また、SA用海水ピット取水塔上部の海水取入れ口には、鋼製の格子状開口蓋を設置し異物の侵入を防止する設計としている。図 4.2.2 -1 に緊急用海水系の流路等の配置図を示す。

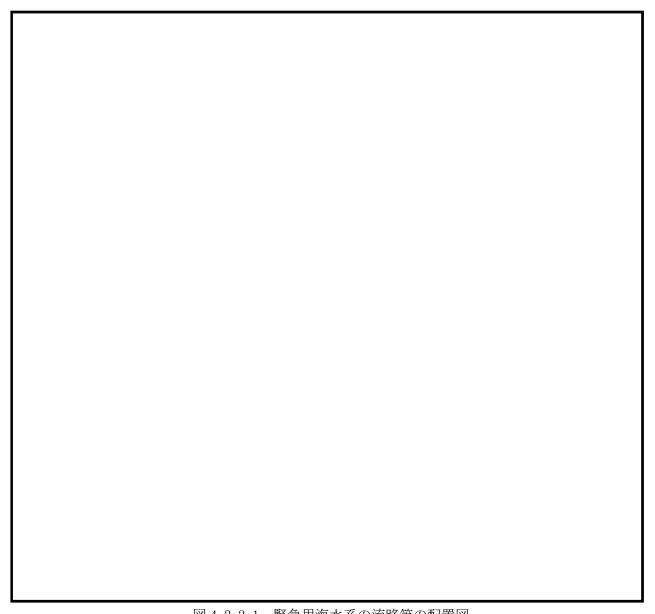


図 4.2.2-1 緊急用海水系の流路等の配置図

(b) 漂流物の抽出

基準津波に伴う漂流物による影響評価においては, 基準津波における沿岸域の流向, 流速等から, 想定する漂流物の最大移動量を約 3.6 kmと評価しており, これに保守性 を考慮し取水口から半径 5 kmの範囲を漂流物の調査範囲に設定した上で漂流物調査を 実施している。漂流物調査結果から、主に以下に示す施設・設備等は、基準津波におい て取水口への影響を及ぼし得るものとして抽出された施設・設備等であるが、敷地に 遡上する津波は, 基準津波と類似した流況を示すこと, 後述のとおり, 敷地に遡上する 津波による漂流物の移動量が基準津波において設定した取水口から半径 5 kmに包含さ れることから、敷地に遡上する津波においてもこれらの抽出結果を考慮する。

・コンクリート片, 施設・設備の外装板, 車両, 漁船 (総トン数 5t, 排水トン数 15t), プラント設備の一部, 防砂林等

また、SA用海水ピット取水塔近傍の漂流の可能性のある物品等を考慮する。

- ・SA用海水ピット取水塔近傍の防波堤(傾斜堤)のマウンドの被覆材(以下「マウンド被覆材」という。)
- (c) 漂流物による緊急用海水ポンプの取水性への影響評価

イ. 漂流物の衝突影響

緊急用海水ポンプの海水取入れ口であるSA用海水ピット取水塔は、水中に設置されること及び漂流物の影響を受ける鉛直方向の突起形状がないことから、漂流物として抽出された船舶については、漂流物の衝突の影響はない。

緊急用海水ポンプは、地下に設置される海水取水経路である非常用取水設備(SA用海水ピット取水塔,海水引込み管,SA用海水ピット及び緊急用海水取水管)に接続する緊急用海水ポンプピット内に設置されることから、漂流物の衝突の影響はない

ロ. 漂流物による流路の閉塞の評価

緊急用海水ポンプの海水取入れ口であるSA用海水ピット取水塔は、鋼製の格子状開口蓋を設置することで、水中を移動する漂流物がSA用海水ピット取水塔内に侵入することを防止する設計とする。

SA用海水ピット取水塔近傍のマウンド被覆材については、鋼製の格子状開口により内部への侵入を防止する設計であるが、蓋の上部に堆積する可能性が否定できないため、SA用海水ピット取水塔頂部にマウンド被覆材が到達・堆積した場合を想定し、緊急用海水ポンプの取水性への影響を評価した。

この結果、SA用海水ピット取水塔頂部の開口蓋にマウンド被覆材が堆積した場合を想定しても、想定される透水係数から算出される通水量は約1.5m³/sであり、必要取水量である0.75m³/sと比較し、通水量が必要取水量を上回る。このため、SA用海水ピット取水塔からの海水の取水は可能であり、緊急用海水ポンプの取水性への影響はない。図4.2.2-2に漂流物堆積時のSA用海水ピット取水塔イメージを示す。

図 4.2.2-2 漂流物堆積時のSA用海水ピット取水塔イメージ

b. 漂流物による津波防護施設等への衝突影響評価

(a) 評価の概要

敷地に遡上する津波に伴う漂流物による衝突影響の評価においては、防潮堤ルート変 更後の数値シミュレーションの結果が得られていることから、これを基に評価する。

この結果,防潮堤内側の敷地内に流入する津波の浸水深及び流速は,津波による漂流物の影響を考慮する必要がない程度に小さいことを確認している。このような状況では,漂流物が,万が一津波防護施設並びに建屋及び区画に内包されない重大事故等対処設備に到達したとしても,これらの施設・設備に有意な衝突荷重の影響を与えるような衝突荷重は生じないものと評価する。

(b) 漂流物による衝突影響の評価対象施設・設備

敷地に遡上する津波に伴う漂流物による衝突影響の評価の対象とする施設・設備は、津 波防護施設及び建屋・区画に内包されない重大事故等対処設備を対象とする。なお、敷地 に遡上する津波においては、津波が防潮堤及び防潮扉を超え敷地に流入することから、防 潮堤及び防潮扉に代えて、原子炉建屋外壁及び原子炉建屋外壁の水密扉を 津波防護施設と し、これらを漂流物の影響評価対象とする。

重大事故等対処施設については、建屋及び区画に内包されない重大事故等対処施設であって、津波の遡上域に漂流物の影響を受ける可能性のある状態で設置される重大事故等対処施設について漂流物の影響評価対象とする。

なお、敷地に遡上する津波においては、評価対象の津波防護施設が、防潮堤内側に設置される原子炉建屋外壁及び原子炉建屋外壁に設置される水密扉となること及び建屋・区画に内包されない重大事故等対処設備についても防潮堤内側に設置されることから、ここでは、防潮堤内側における漂流物の影響を評価する。

(c) 漂流物による衝突影響の評価対象とする具体的施設・設備

防潮堤内側における敷地に遡上する津波については、数値シミュレーションを実施し、図 4.2.2-3 の最大浸水深分布に示すとおり、T.P.+8m の敷地の原子炉建屋周辺においては、最大でも約 0.6m の浸水深が確認された(以下「遡上域」という。)。

このため、遡上域に設置される原子炉建屋並びに原子炉建屋近傍に設置される建物及び 区画に内包されない重大事故等対処施設のうち、排気筒、格納容器圧力逃がし装置フィル タ装置出口配管及び原子炉建屋東側接続口を対象に、漂流物の到達の評価及び到達する場合は衝突影響評価を実施する。

なお、原子炉建屋近傍には、上記のほか重大事故等対処設備を内包する地下格納槽が設置され、格納槽上部に設置される浸水防止設備により格納槽内への浸水を防止する設計であるが、躯体をはじめ浸水防止設備は、地上部鉛直方向に漂流物の衝突影響を受ける構造がないことから漂流物の衝突影響評価は不要である。

また、数値シミュレーションの結果、T.P.+11m以上の敷地には津波が到達しないことから、T.P.+11mの敷地に設置する常設代替高圧電源装置置場、T.P.+23mから T.P.+25mの敷地に設置する緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所等についても漂

流物の衝突影響評価は不要である。

表 4.2.2-1 に、敷地に遡上する津波における漂流物の衝突影響評価対象となる施設・ 設備及び評価対象とならない施設・設備を示す。

表 4.2.2-1 敷地に遡上する津波における漂流物衝突影響設備

施設・設備	内包する主な設備等	漂流物の影響
原子炉建屋(外壁・水密扇)	常設高圧代替注水系ポンプ等の重大事故等 対処設備	T.P.+8mの 敷地に設置されており津波とともに漂流物が到達・衝突する可能性が否定できない。
格納容器圧力逃がし装置フィルタ装置出口 配管	格納容器圧力逃がし装置フィルタ装置出口 配管	原子炉建屋外壁部地上約1.5mに設置され ており津波とともに漂流物が到達・衝突す る可能性が否定できない。
排気筒	非常用ガス処理系排気筒	T.P.+8mの 敷地に設置されており津波が 津波とともに漂流物が到達・衝突する可能 性が否定できない。
原子炉建屋東側接続口	可搬型設備接続□	T.P.+8mの敷地に設置されており津波とともに漂流物が到達・衝突する可能性が否定できない。
常設代替高圧電源装置置場 軽油貯蔵タンク	常設代替高圧電源装置 軽油貯蔵タンク	T.P.+11mの敷地に設置されており津波は 遡上しないため、漂流物の影響はない。
可搬型重大事故等対処設備保管場所(西側),(南側)	可搬型代替注水大型ポンプ	T.P.+23m及びT.P.+25mの敷地に設置されており津波は遡上しないため、漂流物の影響はない。
緊急時対策所	緊急時対応に必要な設備等	T.P.+25mの敷地に設置されており津波は 遡上しないため、漂流物の影響はない。

(c) 漂流物となり得る施設・設備等

防潮堤内側における漂流物の評価においては, 防潮堤外側で漂流物となり,津波ととも に防潮堤を乗り越え,防潮堤内側に侵入する可能性のある施設・設備等及び防潮堤内側で 漂流物となり得る施設・設備等を考慮する。また,防潮堤内側の施設・設備等が地震で倒 壊する等により,漂流物となる可能性を考慮する。

(d) 漂流物となり得る具体的施設・設備等の抽出

敷地に遡上する津波の波源モデルは、基準津波の波源モデルと同じであるため、防潮 堤外側における流向は、基準津波と同じ傾向を示すものとし、流速については、敷地に 遡上する津波のほうが想定する津波高さが高くなることから、津波高さに応じて増加す るものとして評価した。

イ. 防潮堤外側における漂流物の調査範囲の設定

基準津波においては、数値シミュレーションの結果得られた津波の流速に津波の流向が発電所に向かっている時間(以下「流向の継続時間」という。)を乗じて漂流物の移動量を約3.6kmと算定している。基準津波は、自然条件により流況等が変動することから保守的に移動量の算定結果を上回る5kmを漂流物調査範囲として設定している。

敷地に遡上する津波についても基準津波と同様の移動量算定を行い,漂流物の移動量は約4.9kmとの結果が得られていることから,基準津波同様、5kmを漂流物調査範囲とする。

敷地に遡上する津波は、津波PRAの結果を踏まえ想定する津波であり、重大事故等対策の有効性評価の前提条件として設定する津波高さであることから、初期設定において必要な自然条件を考慮した上で T.P.+24m の高さを設定しており、その他の自然条件による変動は事故シーケンスに影響を与えないことから、これらの自然条件による変動

分は保守性として見込む必要がない。さらに漂流物調査範囲の算定において,最大流速 の算定結果を切り上げて評価していること及び刻々と変化する流向の継続時間を通じ て,保守的な流向(発電所に向かう一定の流向)及び流速(最大流速)を設定して漂流 物の移動量を算定している。

また、敷地に遡上する津波においては、以下の事項も考慮している。

- ・半径 5km を超える範囲に設置される人工構造物の設置状況等の考慮 半径 5km を超える範囲に設置される人工構造物の設置状況については、新たに漂流物として考慮する必要のある施設等がないことを確認している。
- ・敷地に遡上する津波による波力の影響評価

敷地に遡上する津波は、基準津波よりも波力が増加するが、これにより、基準津波で想定する施設・設備等の損壊により発生するコンクリート片等の漂流物よりも規模の大きいコンクリート片等が発生し漂流物化したとしても、長い距離を浮遊・移動することなく沈降すると評価している。

防潮堤内側における <mark>漂流物の</mark> 調査範囲 敷地に遡上する津波による防潮堤内側における漂流物調査範囲については, -3に示すとおり,原子炉建屋等が設置される T.P. +8m の敷地が浸水域となる 水域を包絡する範囲とした。	

【]: 防潮堤内側の敷地における調査範囲

図 4.2.2-3 防潮堤内側の敷地における調査範囲

(ロ) 漂流物となる可能性のある施設・設備の抽出

① 防潮堤外側から流入する漂流物

敷地に遡上する津波高さは、鉛直無限壁において T. P. +24m であるが、数値シミュレーションにおいては、実際の防潮堤の高さである T. P. +20m 及び T. P. +18m をモデル化しており、津波が防潮堤前面上部を越流する際の津波高さは、最高水位で T. P. +23. 45m であることから、防潮堤天端高さとの差を考慮し防潮堤を乗り越える可能性を評価する。防潮堤外側で発生する主な漂流物としては、コンクリート片、外装板、漁船(総トン数 5t (排水トン数 15t)、車両 (パトロール車:0.69t)、流木(0.08t) 等が抽出されており、防潮堤前面上部を越流する津波高さである T. P. +23. 45m と防潮堤天端高さ T. P. +20m 及び T. P. +18m を比較すると、いずれの漂流物も津波とともに防潮堤を乗り越え敷地に流入する可能性があるため、漂流物の衝突影響評価対象への到達の可能性を評価した。

② 防潮堤内側で発生する漂流物

防潮堤内側において漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出するため、漂流物評価フローを策定し、漂流物となり得る施設・設備について調査した。漂流物評価フローには、防潮堤外側で抽出された漂流物が防潮堤を超えて敷地内に流入する可能性を考慮し、防潮堤外側における漂流物抽出結果を入力している。図 4.2.2-2 に防潮堤内側における漂流物評価フロー(原子炉建屋及び建物・区画等に内包されない敷地に遡上する津波に対する防護対象設備に対する影響評価)を示す。

また、漂流物衝突影響評価対象設備への到達の可能性の評価に当たっては、地形、建物・構築物等の設置状態を考慮した数値シミュレーションにより、浸水域にある漂流物衝突影響評価対象設備近傍の浸水深、流速等を評価した。図 4.2.2-4 に漂流物衝突影響評価対象設備近傍の評価点及び評価点における流速、表 4.2.2-2 に漂流物衝突影響評価対象設備近傍における最大浸水深及び流速を示す。

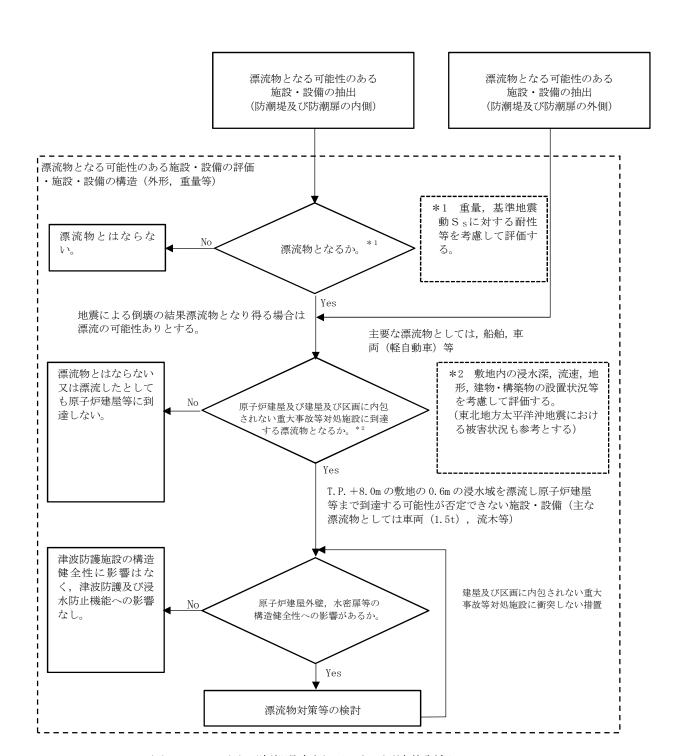


図 4.2.2-4 図 防潮堤内側における漂流物評価フロー (原子炉建屋及び建物・区画等に内包されない敷地に遡上する津波に対する 防護対象設備に対する影響評価)

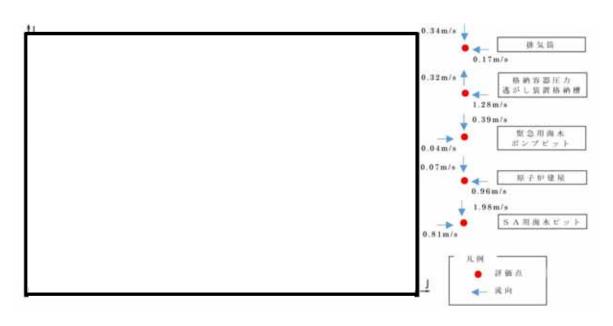


図 4.2.2-3 漂流物衝突影響評価対象設備近傍の評価点及び評価点における流速

表 4.2.2-2 漂流物衝突影響評価対象設備近傍における最大浸水深及び流速

東海第二発電所原子炉建屋東南エリアの津 波防護対象施設・設備	最大浸水深 [m]	最大流速 <東西方向> [m/s]	最大流速 <南北方向> [m/s]
①原子炉建屋 (原子炉建屋外壁・水密扉)	0.43	+0.07	-0. 96
②緊急用海水ポンプピット (参考)	0. 22	-0.39	+0.04
③格納容器圧力逃がし装置格納槽 (格納容器圧力逃がし装置フィルタ装置 出口配管)	0. 50	+0.32	-1. 28

表 4.2.2-3 漂流物となり得る主な施設・設備

75'11111 - 1 / 1 / 2 - 1 / 1 / 2 - 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	RANGE NOTE - AND	L 7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	
防潮堤内側における主な施設・設備	防潮堤外側におり	する主な施設・設備	
発電所敷地内		発電所敷地外	
車両等 ▶社有車,構内作業用等 建物類等 ▶ブラント設備の建屋(鉄筋コンクリート造) ▶再利用物品倉庫((鉄骨造) ▶取水口電気室(鉄筋コンクリート造) ▶その他建物(鉄筋コンクリート造) ▶その他建物(東海発電所)(鉄筋コンクリート造) 設備類等 ▶ブラント設備(配管・弁,盤等) ▶ブラント設備(東海発電所) ▶工事用資材(仮設ハウス等) ▶クレーン ▶植生(防砂林)	船舶 ・燃料等輸送船 ・作業台船 建物類等 ・ブラント設備の建屋(鉄筋コンクリート造) ・メンテナンスセンター(鉄骨造) ・輸送本部建屋(鉄骨造) ・その他建物(鉄筋コンクリート造) ・その他建物(東海発電所)(鉄筋コンクリート造) 設備類等 ・ブラント設備(配管・弁,盤等) ・ブラント設備(東海発電所) ・工事用資材(クレーンウエイト,冶具等) ・クレーン ・灯台 ・標識ブイ ・植生(防砂林)	船舶 ・漁船 ・大型船(貨物船等) 建物類等 ・事務所等(鉄骨造,鉄筋コンクリート造) ・倉庫(鉄骨造,鉄筋コンクリート造,ブレハブ,物置タイプ) ・大型テント ・その他建屋(鉄骨造,鉄筋コンクリート造) ・仮設ハウス ・商業施設(鉄骨造,鉄筋コンクリート造) ・公共施設(鉄骨造,鉄筋コンクリート造) ・民家 設備類等 ・ブラント設備(タンク,配管,弁,盤等) ・重機(クレーン等) ・資機材類(工事用物品,点検用資材等) ・車両 ・植生(防砂林) ・その他物品	

(ハ) 漂流物による影響評価

数値シミュレーション結果から、防潮堤内側の敷地内の浸水深は低くかつ流速も小さいことから、漂流物による有意な影響はないものと評価する。ただし、漂流物となり得るとして抽出された施設・設備等については、検討対象漂流物とし、敷地内を漂流・移動する可能性及び衝突した場合の影響を確認し設計上考慮する。

- ① 防潮堤外側で抽出され検討対象漂流物とする施設・設備等の影響
 - ・漁船 (総トン数 5t (排水トン数 15t)

防潮堤を津波とともに越流し、防潮堤内側に流入する可能性があるが、一般的な漁船の形状、喫水線と、防潮堤内側の津波の浸水深及び流速等を考慮すると、防潮堤を乗り越えても敷地内を漂流・移動するとは考え難く、防潮堤を乗り越えて落下した地点付近に留まると評価する。

・車両 (パトロール車: 0.69t)

防潮堤を津波とともに越流し、防潮堤内側に流入する可能性があるが、防潮堤内側の津波の浸水深及び流速等を考慮すると、浮遊したとしても敷地内を漂流・移動し、原子炉建屋等に影響するとはを及ぼすとは考え難いと評価する。

・流木 (0.08t)

防潮堤を津波とともに越流し、防潮堤内側に流入する可能性があり、防潮堤内側の 津波の浸水深及び流速等を考慮したとしても、浮遊し敷地内を漂流・移動することで、 原子炉建屋等に到達する可能性が否定できない。重量が軽いことから、津波防護施設 等の機能に影響するとは考え難いが、重量が軽い反面漂流速度は比較的大きくなり得 ることから、設計において衝突影響を確認する。

② 防潮堤内側で抽出され検討対象漂流物とする施設・設備等の影響

·一般車両(1.5t)

車両については緊急避難の運用が原則であるが、一部の車両が敷地内に留まったと仮定し評価する。評価の結果、防潮堤内側の津波の浸水深を考慮すると浮遊しがたいものと評価され、漂流・移動の可能性はさらに低いものと評価する。このような状況を踏まえ、万が一、一般車両(1.5t)が敷地内を漂流・移動し、原子炉建屋等に到達したとしても原子炉建屋の津波防護機能に影響を及ぼすとは考え難いと評価する。

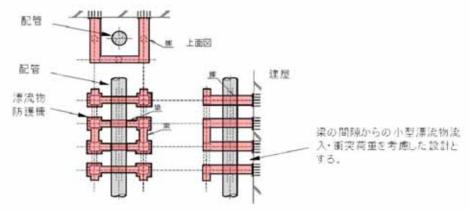
・足場板 (0.01t)

防潮堤内側において想定される工事用資機材として管理される物品であるが, 万が一漂流物となった場合は, 防潮堤内側の津波の浸水深及び流速等を考慮したとしても, 浮遊し敷地内を漂流・移動することで, 原子炉建屋等に到達する可能性が否定できない。重量が軽いことから, 津波防護施設等の機能に影響するとは考え難いが, 重量が軽い反面漂流速度は比較的大きくなり得ることから, 設計において衝突影響を確認する。

③ 建屋及び区画に内包されない重大事故等対処施設への影響

建屋及び区画に内包されない重大事故等対処施設の排気筒,格納容器圧力逃がし装置フィルタ装置出口配管及び原子炉建屋東側接続口に対しても検討対象漂流物が到達し,重大事故等に対処するために必要な機能に影響はを及ぼす,漂流物を衝突させないための鋼製の防護柵を設置する対策が可能であることから,当該配管への漂流物の衝突は想定しない。また,排気筒については,想定される浸水深及び流速においては,漂流物が到達・衝突しても影響がない十分な強度と有しており,漂流物に対する新たな対策は不要である。第4.2.2-5図に漂流物への対応図を示す。





第4.2.2-5 図 漂流物対策概要図

④ 漂流物の衝突荷重による影響確認

前項に記載する検討対象漂流物のうち、軽量かつ比較的早い流速で原子炉建屋に到達する可能性が否定できない足場板による衝突荷重の影響を確認する。また、原子炉建屋等まで漂流・移動し有意な影響を及ぼす可能性は極めて小さいが、重量の大きい一般車両(1.5t)の衝突を想定した場合の影響を確認する。

衝突力の算定式は、漂流物の重量、形状等により、適切な評価式を用いるものとし、足場板については FEMA (2012) の式を、一般車両 (1.5t) については、「道路橋示方書 (I共通編・IV下部構造編)・同解説 (平成24年)」を参考に算定する。

衝突力の検討及び検討結果については、添付書類「V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針」の補足説明資料「4.3 漂流物の衝突力について」で説明する。

4.3 漂流物荷重について

目 次

4.3 漂泡	流物荷重について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\cdots 1$
4. 3. 1	防潮堤外における検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· 1
4. 3.	1.1 検討方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4. 3.	1.2 サイト特性を踏まえた津波防護施設の機能に対する影響評価の検討範囲の設	t定·3
(1)	分裂波発生に関する検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	水理模型実験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
a.	目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
b.	検討断面 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
с.	実験条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
d.	入射津波の造波・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
е.	水理模型実験におけるソリトン分裂波の確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(3)	水理模型実験結果の再現性に関する検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(4)		
4. 3.	1.3 検討対象漂流物の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1)	流況の整理結果に基づく代表検討対象エリアの設定	10
(2)	検討対象漂流物の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(3)	検討対象漂流物の選定結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
4. 3.	1.4 漂流物による荷重算定式に関する規格・基準類及び既往の研究論文 · · · · · ·	19
(1)	規格・基準類及び既往の研究論文の漂流物荷重算定式の整理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(2)	検討対象漂流物への漂流物荷重算定式の適用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
a.	船舶 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20
b.	流木 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20
с.	車両 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20
(3)	規格・基準類及び既往の研究論文の漂流物荷重算定式の整理結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · 21
(4)	漂流物荷重の算定における設計上の配慮について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · 22
(5)	検討対象漂流物の漂流物荷重の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · 23
4. 3. 2	防潮堤及び防潮扉の内側における検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
4. 3.	B 10 V V == 1	
4. 3.		
(1)		
(2)	* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(3)		
(4)	防潮堤内側に流入した津波の排水の考慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
4. 3.	2.3 サイト特性及び施設・設備の構造上の特徴を踏まえた防潮堤内側の津波防	護施設

	,	及び重大事故等対処施設の機能に対する影響検討範囲 ‥‥‥‥‥‥ 30
4. 3. 2.	. 4	検討対象漂流物の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
(1)	流沥	Rの整理結果に基づく漂流物の抽出対象エリアの設定 · · · · · · · · · · · · · · · · 33
(2)	検診	†対象漂流物の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
(3)	検診	^{け対象漂流物の抽出結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・} 42
4. 3. 2.	. 5	漂流物による荷重算定式に関する規格・基準類及び既往の研究論文42
(1)	規格	・基準類及び既往の研究論文の漂流物荷重算定式の整理・・・・・・・・・・42
(2)	検討	t対象漂流物への漂流物荷重算定式の適用について ············ 42
(3)	給計	 対象湮流物の湮流物荷重の管定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

4.3 漂流物荷重について

4.3.1 防潮堤外における検討

4.3.1.1 検討方針について

東海第二発電所における津波防護施設の機能に対する影響評価の対象である施設・設備を図4.3.1.1-1に示す。津波防護施設の機能に対する影響評価は、図4.3.1.1-2に示す検討フローにより実施する。なお、本検討は、防潮堤外の津波防護施設に関する検討であり、敷地を遡上する津波(以下「T.P.+24 m津波」)における防潮堤内の検討は、「4.3.2 防潮堤内における検討」に示す。

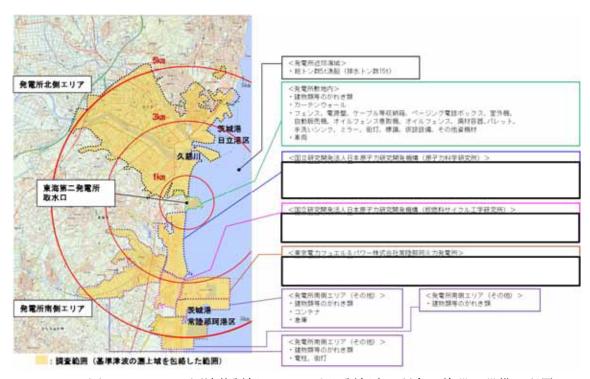


図 4.3.1.1-1 漂流物評価フローにより評価する対象の施設・設備の配置

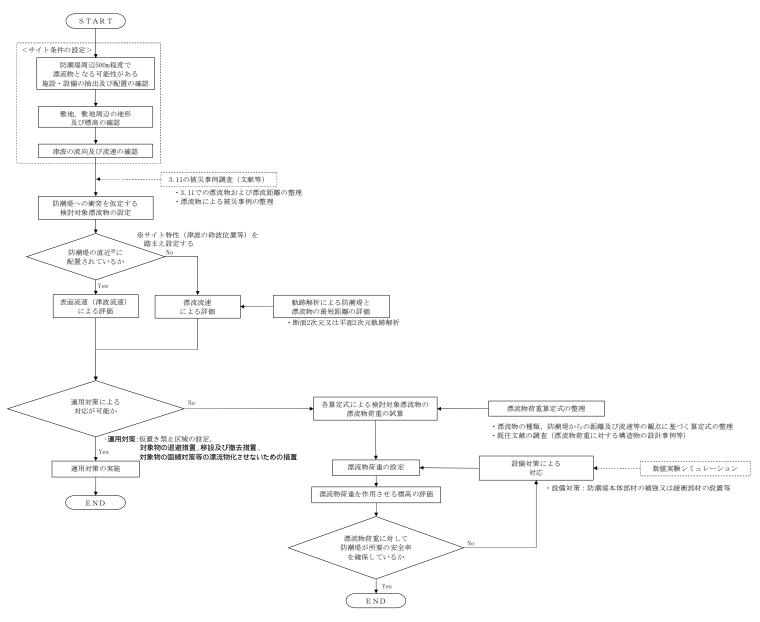


図 4.3.1.1-2 津波防護施設の機能に対する影響評価の検討フロー

4.3.1.2 サイト特性を踏まえた津波防護施設の機能に対する影響評価の検討範囲の設定

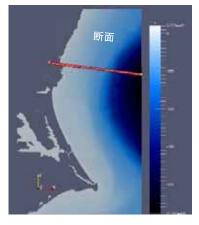
漂流物は津波の襲来により発生するが、漂流物の移動は津波の砕波位置に漂流物が存在する場合に大きな移動距離となることが知られている。そこで、東海第二発電所のサイト特性を踏まえた、津波による分裂波や砕波の発生位置を確認するために、水理模型実験及び数値解析シミュレーションを実施した。

(1) 分裂波発生に関する検討

沖合から伝播してくる津波がサイト前面においてソリトン分裂波を伴うか否かの判定にあたっては、「防波堤の耐津波設計ガイドライン」において以下の2つの条件に合致する場合、 ソリトン分裂波が発生するとされている。

- ① おおむね入射津波高さが水深の 30 %以上(津波数値解析等による津波高さが水深の 60 %以上)
- ② 海底勾配が 1/100 以下程度の遠浅

東海第二発電所前面の海底地形は約 1/200 勾配で遠浅であり,入射波津波高さと水深の 関係についても入射津波高さが水深の 30 %以上であることから,両方の条件に合致する。 そこで,沖合におけるソリトン分裂波及び砕波の発生の有無や陸上へ遡上する過程での減衰 の状況と防潮堤が受ける津波波圧への有意な影響の有無を定量的に確認するため,東海第二 発電所のサイト特性を考慮した水理模型実験を行い,防潮堤が受ける波圧分布等を測定した。 海底地形断面位置図及び海底地形断面図を図 4.3.1.2-1,津波高さと水深の関係を表 4.3.1.2-1 に示す。



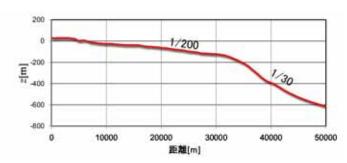


図 4.3.1.2-1 海底地形断面位置図及び海底地形断面図

表 4.3.1.2-1 津波高さと水深の関係

地点	(1) 水深	(2) 入射津波高さ*	(2) / (1)
東海第二発電所前面	7.5 m	4.7 m	62 %

^{*}津波数値解析による津波高さの1/2を入射津波高さと定義(防潮堤の耐津波ガイドライン)

(2) 水理模型実験

a. 目的

基準津波の策定に用いた波源は、2011 年東北地方太平洋沖地震で得られた知見を踏まえて設定した波源のすべり領域を拡大することや、すべり量の割増しを行うなどの保守的な設定を複数加えたものである。

水理模型実験は、ソリトン分裂波が生じない沖合 5.0 km における津波波形を入力し、ソリトン分裂波や砕波の発生の有無及び陸上へ遡上する過程での減衰状況と防潮堤が受ける 津波波圧への有意な影響の有無並びにフルード数の把握を目的に実施した。

b. 検討断面

東海第二発電所前面の海底地形は概ね一様の地形となっていることから、本実験では、 津波水位が最大となる地点を基に、津波の伝播特性を踏まえ、等深線図に直交する断面を 選定した。検討断面位置図を図 4.3.1.2-2 に示す。

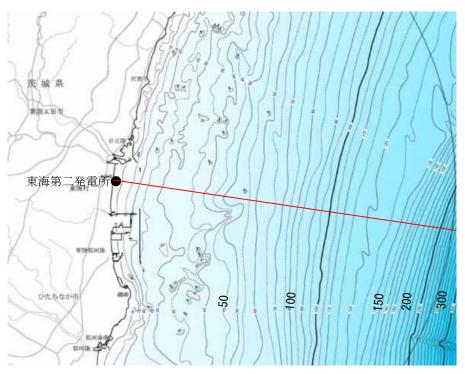
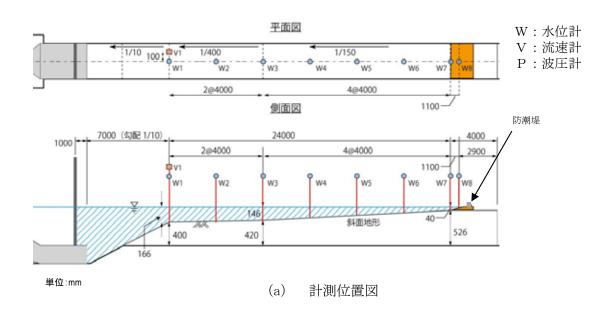
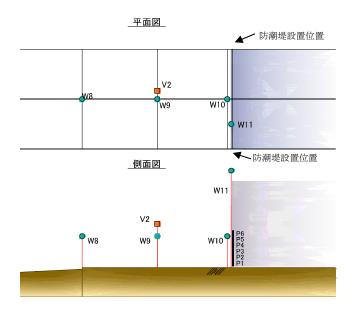


図 4.3.1.2-2 検討断面位置図

c. 実験条件

断面 2次元実験施設の水路は、長さ 60 m×幅 1.2 m (貯水部は 1.8 m) ×高さ 1.5 m とし、沖合 5 km から陸側の範囲を再現するために実験縮尺(幾何縮尺)は $\lambda=1/200$ とした。実験の概要を図 4.3.1.2-3 に示す。







(b) 防潮堤位置拡大図

(c) 実験施設写真

図 4.3.1.2-3 実験の概要

d. 入射津波の造波

水理模型実験における再現範囲の最沖地点はソリトン分裂波が発生しない沖合 5.0 km の位置とし、基準津波の波源モデルを用いた数値解析から求めた同地点における津波波形を入力した。また、この津波波形を防潮堤位置で平面 2 次元津波シミュレーション解析結果と同様の高さになるよう振幅を調整した。沖合 5 km 地点における入射津波の造波波形図を図4.3.1.2-4 に示す。

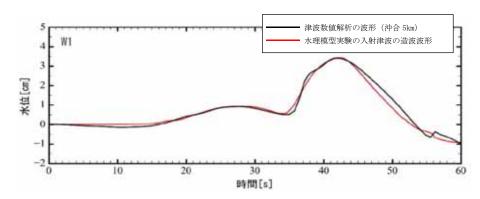


図 4.3.1.2-4 沖合 5 km 地点における入射津波の造波波形図

e. 水理模型実験におけるソリトン分裂波の確認

平面 2 次元津波シミュレーション解析に即した津波波形を造波し、水理模型実験を行った。水理模型実験における時刻歴図を図 4.3.1.2-5 に示す。その結果、目視観察と波高計による計測により、沖合約 220 m 地点(W 7)においてソリトン分裂波が生じることを確認した。ただし、陸上に遡上する過程で分裂波は減衰しており、防潮堤位置における波圧分布への有意な影響は認められない。なお、W 1 0 及びW 1 1 で確認できる波形は、津波の進行波と反射波が合わさった瞬間の波形であり、防潮堤位置における波圧分布への有意な影響は認められない。

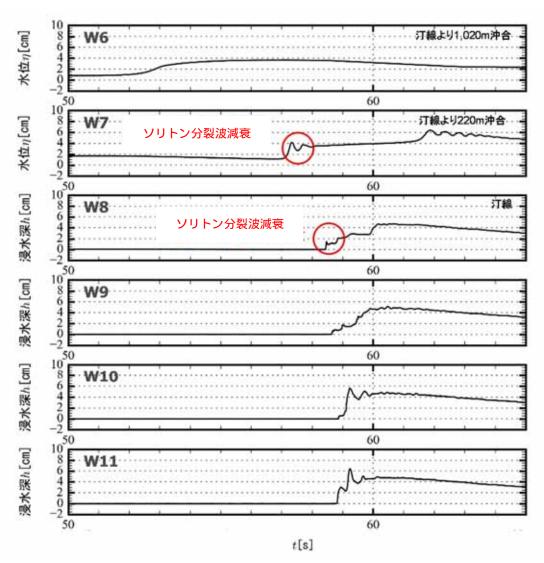


図 4.3.1.2-5 水理模型実験における時刻歴図

(3) 水理模型実験結果の再現性に関する検証

水理模型実験結果について、断面2次元津波シミュレーション解析を実施し、防潮堤位置での津波波圧算定式が朝倉式①で妥当であることを検証した。断面2次元津波シミュレーション解析は、分散波理論に基づいた解析手法でありソリトン分裂波を表現可能な数値波動水路CADMAS-SURF/2D(Ver.5.1)を用いた。

水理模型実験でモデル化した区間と同じ区間を解析領域としてモデル化した。解析モデル図を図 4.3.1.3-6 に示す。また、入射波は水理模型実験の入力波形に合わせて作成した。

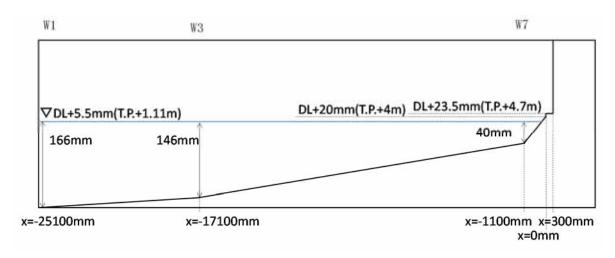


図 4.3.1.3-6 解析モデル図

断面 2次元津波シミュレーション解析結果を図 4.3.1.3-7 に示す。水理模型実験結果と同様、沖合約 220 m地点(W 7)においてソリトン分裂波を確認した。ただし、陸上に遡上する過程で分裂波は減衰しており、防潮堤位置における波圧分布への有意な影響は認められない。なお、W 1 0 及びW 1 1 で確認できる波形は、津波の進行波と反射波が合わさった瞬間の波形であり、防潮堤位置における波圧分布への有意な影響は認められない。

防潮堤壁面に作用する津波波圧は実験値とほぼ同等のものとなり、朝倉式①による波圧分布を下回るとともに、朝倉式②のような波圧分布は認められず、朝倉式①と整合する結果となった。

断面 2 次元津波シミュレーション解析においても、ソリトン分裂波及び砕波の防潮堤に対する波圧分布への有意な影響はなく、単直線型の朝倉式①に包含されることを確認した。

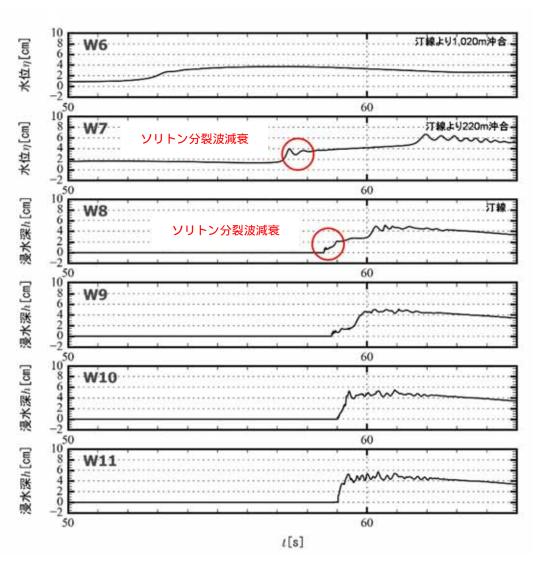


図 4.3.1.2-7 断面 2 次元津波シミュレーション解析結果 (時刻歴図)

(4) サイト特性を踏まえた津波防護施設の機能に対する影響評価の検討範囲の設定

水理模型実験及び断面 2 次元津波シミュレーション解析の結果,沖合約 220 m 地点において,ソリトン分裂波を確認したが,汀線位置では分裂波は減衰している。津波防護施設の機能に対する影響評価の検討においては,沖合約 220 m に余裕を持たせ,保守的に汀線から500 m 以内の海域を砕波により漂流物が移動する範囲として設定する。

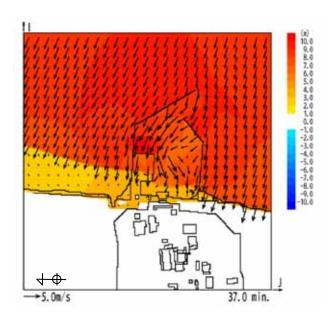
防潮堤から汀線までの概ね 100m 以内の陸域を「直近(陸域)」, 汀線より 500 m 以内の海域を「直近(海域)」, 汀線より 500 m 以上の海域を「前面海域」と定義する。

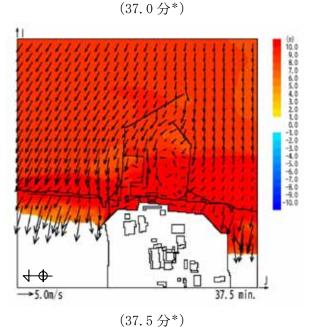
4.3.1.3 検討対象漂流物の選定

(1) 流況の整理結果に基づく代表検討対象エリアの設定

東海第二発電所での基準津波による発電所敷地前面海域の流向は,「4.2 漂流物による影響確認について(1)基準津波の流速及び流向の確認」に示すとおり,防潮堤東側の法線方向から遡上し,北側及び南側では防潮堤に沿うような流れとなっている。発電所敷地エリアの主な流向ベクトルを図 4.3.1.3-1 に示す。また,基準津波を超え敷地に遡上する津波(T.P.+24m 津波)時においても,図 4.3.1.3-2 に示すとおり,基準津波時と同様の流向となっている。

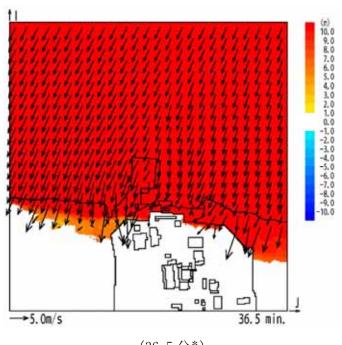
防潮堤東側エリアは、津波が法線方向に遡上することから、津波防護施設の機能に対する 影響評価を行うために、代表検討対象エリアとして設定する。



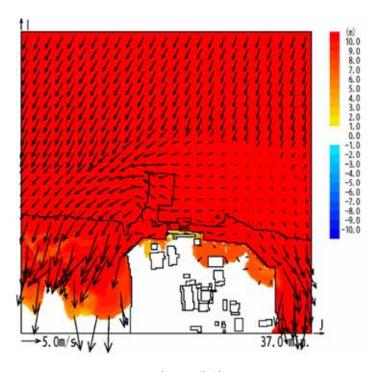


*:津波の原因となる地震発生後の経過時間

図 4.3.1.3-1 発電所敷地前面海域の流向ベクトル (基準津波時, 防波堤ありの場合)



(36.5分*)



(37.0分*)

*:津波の原因となる地震発生後の経過時間

図 4.3.1.3-2 発電所敷地前面海域の流向ベクトル (T.P.+24m 津波時の場合)

(2) 検討対象漂流物の選定

「4.2 漂流物による影響確認について(4)漂流物検討対象の選定」において抽出した施設・設備のうち、防潮堤周辺 500m 範囲の施設・設備の配置を図 4.3.1.3-3 に示す。

図4.3.1.3-4,写真4.3.1.3-1及び表4.3.1.3-1に防潮堤東側エリアに設置されている構築物を示す。防潮堤東側エリアの構築物は、撤去又は移設することを基本とし、撤去又は移設ができない場合については、耐震性等を評価した上で、必要に応じ補強対策を検討する。 津波防護施設の機能に対する影響評価の検討対象漂流物は、津波防護施設への漂流物荷重

津波防護施設の機能に対する影響評価の検討対象漂流物は、津波防護施設への漂流物荷重として考慮する船舶(排水トン数15 t)に加え、漂流物となる可能性が否定できない施設・設備のうち、防潮堤の前面に仮置きや残置の可能性があるもの及び地震・津波による過去の被災事例をもとに選定した。表 4.3.1.3-2 に仮置きや残置の可能があるものの一覧を示す。仮置きや残置の可能性があるものは、運用での対応が行えるかを検討した上で、津波防護施設の機能に対する影響評価の検討対象漂流物を選定する。



図 4.3.1.3-3 防潮堤周辺 500m 範囲の施設・設備の配置

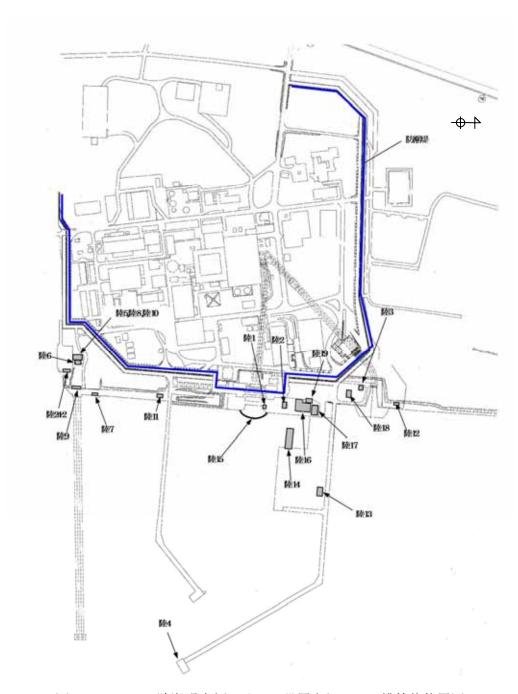


図 4.3.1.3-4 防潮堤東側エリアに設置されている構築物位置図



写真4.3.1.3-1 防潮堤東側エリアに設置されている構築物

表 4.3.1.3-1 防潮堤東側エリアに設置されている構築物一覧表

番号	名称	主要構造(形状)	寸法	対策
陸1	検潮小屋	鉄筋 コンクリート造	2.9 m×2.9 m×2.3 m	
陸2	海水電解装置建屋	鉄筋 コンクリート造	8 m×11 m×3.7 m	
陸3	放水口モニター小屋	鉄筋 コンクリート造	4 m×5 m×3 m	
陸4	北防波堤灯台	鉄筋 コンクリート造	Ф3 m×9 m	
陸5	復水冷却用水路 スクリーン室	鉄筋 コンクリート造	_	
陸6	塩素処理室	鉄筋 コンクリート造	10 m×13 m×10 m	
陸7	放水口放射能 測定機器上屋	鉄筋 コンクリート造	3 m× 5 m×3 m	
陸8	ロータリースクリーン室	鉄筋 コンクリート造	13 m×21 m×11 m	
陸9	主ゲート	鉄筋 コンクリート造	4 m×18 m×10 m	撤去又は移設することを基
陸10	次亜塩素酸ソーダ注入室	鉄筋 コンクリート造	_	本とし、撤去又は移設が出 来ない場合は、耐震性等を 評価した上で、必要に応じ
陸11	合併処理浄化槽設備	鉄筋 コンクリート造	10 m×15 m×10 m	漂流化しないための補強対 策を検討する。
陸12	海上レーダー	鋼製支柱	_	
陸13	物揚場倉庫	コンクリート製ブロ ック	7 m×12 m×3 m	
陸14	桟橋	鋼製コンクリート造	1.2 m×40 m×4 m	
陸15	カーテンウォール	鉄筋 コンクリート造 (鋼材支柱)	_	
陸16	メンテナンスセンター	鉄骨造	34 m×19 m×11 m	
陸17	輸送本部建屋	鉄骨造	22 m×13 m×7 m	
陸18	輸送本部倉庫	鉄骨造	12 m×8 m×4 m	
陸24 -2	再利用物品置場テント	_	_	

表 4.3.1.3-2 (1) 漂流物となる可能性が否定できない仮置きや残置の可能性があるもの (1/2)

場所	種類	想定質量(t)	防潮堤との 距離	対策の 要否	対策不要である根拠	対策	検討 対象
	船舶	15 (排水トン数)	500 m以上 (前面海域)	否	_	_	0
	流木	0. 08*1	500 m 以内 (前面海域)	否	_	_	0
	流木(丸太)	_	100 m 以内 (直近(陸域))	要	_	仮置禁止又 は固縛	_
	フェンス	0. 9	100 m 以内 (直近(陸域))	否	受圧面積が小さく,津波 が透過することから,漂 流には至らないと考えら れるため。	_	_
東側	電源盤	0. 6	100 m 以内 (直近(陸域))	要	_	移設・撤去 又は固縛	_
来侧	ケーブル等収納箱	0.04	100 m 以内 (直近(陸域))	要	_	移設・撤去 又は固縛	_
	ページング電話ボックス	0.02	100 m 以内 (直近(陸域))	要	_	移設・撤去 又は固縛	_
	室外機	0.3	100 m 以内 (直近(陸域))	要	_	移設・撤去 又は固縛	_
	自動販売機	0.5	100 m 以内 (直近(陸域))	要	_	移設・撤去 又は固縛	_
	オイルフェンス巻取機	1.5	100 m 以内 (直近(陸域))	要	_	移設・撤去 又は固縛	_
	オイルフェンス	0.07	100 m 以内 (直近(陸域))	要	_	移設・撤去 又は固縛	_

^{*1:}流木の想定質量(t)は、敷地周辺の植生調査結果のうち汀線沿いの海岸植生の樹木(平均直径12 cm, 平均樹高8 m)を選定し、建築空間の緑化手法(1988)の算定式により設定した。

表 4.3.1.3-2 (2) 漂流物となる可能性が否定できない仮置きや残置の可能性があるもの (2/2)

場所	種類	想定質量 (t)	防潮堤との 距離	対策の 要否	対策不要である根拠	対策	検討 対象
	廃材容器	0.04	100 m以内 (直近(陸域))	要	_	移設・撤去又 は固縛	_
	手洗いシンク	0.02	100 m 以内 (直近(陸域))	要	_	移設・撤去又 は固縛	_
東側	仮設設備	0.2	100 m以内 (直近(陸域))	要	_	移設・撤去又 は固縛	_
	車両 (工事車両)	_	100 m 以内 (直近(陸域))	要	_	退避措置	_
	車両(パトロール車)	0. 69	100 m 以内 (直近(陸域))	否	_	_	0

(3) 検討対象漂流物の選定結果

検討対象漂流物の選定結果を表 4.3.1.3-3 に示す。津波防護施設の機能に対する 影響評価の検討対象である設備として、船舶、流木及び車両(パトロール車)を検 討対象漂流物として選定する。

発電所構内に入域する車両については退避措置を基本とし、工事車両については 退避措置の徹底について工事契約時に定める運用を図る。しかしながら、日常的に 使用する車両(パトロール車)は漂流する可能性が否定できないことから、津波防 護施設の機能に対する影響評価の検討対象漂流物とする。

なお、防潮堤周辺で工事を実施する際には、各工事において資機材及び車両の退避に対する評価を実施し、必要に応じて地盤改良等の対策を施し退避ルートの耐震性を確保した上で、工事を実施する。

防潮堤との 場所 種類 想定質量(t) 距離 500 m以上 船舶 15 (排水トン数) (前面海域) 500 m以内 東側 流木 0.08 (前面海域) 100 m以内 車両(パトロール車) 0.69 (直近(陸域))

表 4.3.1.3-3 検討対象漂流物の選定結果

4.3.1.4 漂流物による荷重算定式に関する規格・基準類及び既往の研究論文

(1) 規格・基準類及び既往の研究論文の漂流物荷重算定式の整理

規格・基準類及び既往の研究論文の漂流物荷重算定式を表 4.3.1.4-1 に示す。

表 4.3.1.4-1 規格・基準類及び既往の研究論文の漂流物荷重算定式の整理

	出典	種類	概要及び算定式	算定式の適用性が確認された範囲 (実験条件等)
			津波による流木の漂流荷重を提案している。本式は円柱形状の流木が縦向き に衝突する場合の漂流荷重算定式である。	「実験に基づく推定式」 ・見かけの質量係数に関する水路実験(実験:高さ0.5 m,幅0.3 m, 長さ11.0 m) 流木(丸太)の直径:4.8 cm~12 cm, 流木の重量:305~8615 gf
1	松冨ほか (1999)	流木	$F_m/(\gamma D^2 L) = 1.6C_{MA} \{v_{A0}/(gD)^{0.5}\}^{1.2} (\sigma_v/\gamma L)^{0.4}$	・衝突荷重に関する空中での実験 水理模型実験及び空中衝突実験において,流木(植生林ではない丸太)を被衝突体
			F_m : 衝突力, γ : 流木の単位体積重量, D : 木材の直径, L : 木材の長さ, g : 重力加速度, C_{MA} : 見かけの質量係数(水の緩衝機能も加味), v_{A0} : 衝突速度, σ_y : 木材の降伏応力	の前面 (2.5 m以内) に設置した状態で衝突させている。東海第二のサイト条件を 踏まえると、被衝突体の直近に衝突体があることを仮定する場合に適用性がある 可能性がある。個別の流木(丸太)の種類等に応じて、実現象を再現するような パラメータを適切に定める必要がある。
2	池野・田中 (2003)	流木	円柱以外にも角柱,球の形状をした木材による漂流荷重を提案している。 $F_H/(gM) = S \cdot C_{MA} \cdot \{V_H/(g^{0.5}D^{0.25}L^{0.25})\}^{2.5}$	「実験に基づく推定式」(縮尺 1/100 の模型実験) 漂流物の形状:円柱,角柱,球 漂流物重量:0.588 N~29.792 N 受圧板を陸上構造物と想定し,衝突体を受圧板前面80 cm (現地換算80 m)離れた
0		Diazir	F_H : 衝突力, g : 重力加速度, M : 漂流物の質量, S : 係数(=5.0), C_{MA} : 付加質量係数, V_H : 漂流物移動速度, D : 漂流物の直径(角柱の場合は正方形断面辺長), L : 漂流物の長さ	位置に設置した状態で衝突させた実験である。模型縮尺 (1/100) を考慮した場合,現地換算で直径 2.6~8 m の仮定となり,東海第二のサイト条件を考慮すると適用性が無いものと判断する。
3	道路橋示方書 (2002)	流木等	橋 (橋脚) に自動車,流木あるいは船舶等による漂流荷重を定めている。 $P = 0.1WU$ P: 衝突力,W: 流送物の重量,U: 表面流速	新規制基準に基づく審査において適用された実績がある。 漂流物が流下(漂流)して来た場合に、表面流速(津波流速)を与えることで漂 流流速に対する荷重を算定できることから、被衝突体の前面海域からの漂流物を 想定する場合に適用性があると判断する。
4	FEMA (2012) (FEMA: FEDERAL EMERGENCY MANAGEMENT AGENCY)	流木コンテナ	$F_i=1.3u_{max}\sqrt{km_d(1+c)}$ $F_i: 衝突力, c: 付加質量係数, \\ u_{max}: 漂流物を運ぶ流体の最大流速, \\ m_d: 漂流物の質量, k: 漂流物の有効軸剛性$	「運動方程式に基づく衝突力方程式」 非減衰系の振動方程式に基づいており、衝突体及び被衝突体の両方とも完全弾性体で、かつ衝突時のエネルギー減衰が一切考慮されていない前提条件での算定式であることから、衝突時に塑性変形を伴う漂流物の荷重算定では、個別の漂流物に対して、実現象を再現するような軸剛性を適切に定める必要がある。漂流物が地表面を転がるような場合は、衝突流速を50%として良い可能性があるとの記載がある。
5	水谷ほか (2005)	コンテナ	漂流するコンテナの漂流荷重を提案している。 $F_m = 2\rho_w \eta_m B_c V_x^2 + \left(\frac{WV_x}{gdt}\right), \ V_x = C_x = 2\sqrt{g\eta_m}$ $F_m: 衝突力, \ g: 重力加速度, \ W: コンテナの重量, \ B_c: コンテナ幅, \\ \rho_m: 遡上波の最大水位, \ dt: 衝突時間, \ \rho_w: 水の密度, \\ V_x: コンテナの漂流速度, \ C_x: 津波の遡上流速$	「実験に基づく推定式」 (縮尺 1/75 の模型実験) 使用コンテナ:長さを 20 ft と 40 ft, コンテナ重量:0.2 N~1.3 N程度, 遡上流速:1.0 m/s以下, 材質:アクリル 被衝突体の直近のエプロン上にコンテナを設置して衝突力を求めた算定式である。衝突体と水塊が一体となって衝突し, 衝突前の運動量が全て力積として作用するものとして考えた算定式であり,右辺の第1項は付加質量による荷重を表している。
6	有川ほか(2007, 2010)	流木 コンテナ	鋼製構造物(コンテナ等)による漂流荷重を提案している。 $F = \gamma_p x^{\frac{2}{5}} \left(\frac{5}{4} \widetilde{m}\right)^{\frac{3}{5}} v^{\frac{6}{5}}, \ x = \frac{4\sqrt{a}}{3\pi} \frac{1}{k_1 + k_2}, \ k = \frac{(1 - v^2)}{\pi E}, \ \widetilde{m} = \frac{m_1 m_2}{m_1 + m_2}$ $a:$ 衝突面半径の $1/2$ (ここではコンテナ衝突面の縦横長さの平均の $1/4$), $E:$ ヤング係数, $v:$ ポアソン比, $m:$ 質量, $v:$ 衝突速度, $\gamma_p:$ 塑性によるエネルギ減衰効果,添字 $1,2$ は衝突体と被衝突体を表す	「実験に基づく推定式」(縮尺 1/5 の模型実験) 使用コンテナ:長さ 1.21 m, 高さ 0.52 m, 幅 0.49 m 衝突速度:1.0~2.5 m/s 程度, 材質:鋼製 水理模型実験では、コンテナを被衝突体の前面 1.21 m (現地換算 6.05 m) に設置して衝突力を求めた算定式である。 衝突体の剛性 k ₁ と被衝突体の剛性 k ₂ の両方がパラメータとして含まれている算定式であり、個別の漂流物に対して、実現象を再現するような剛性に係る k値を適切に定める必要があるが、対象としている種類以外への適用性がある k 値に係る k ₁ 及び k ₂ の値、すなわち実験データを再現するよう同定された当該式の妥当な k ₁ 及び k ₂ の値が不明であるため、現状では当該式は対象としている種類以外への適用は難しいと考える。

(2) 検討対象漂流物への漂流物荷重算定式の適用について

a. 船舶

道路橋示方書(2002)は、新規制基準に基づく審査において、船舶に適用された実績がある。

道路橋示方書(2002)は、漂流物が流下(漂流)して来た場合に、表面流速(津波流速)を与えることで漂流流速に対する荷重を算定できることから、被衝突体の前面海域からの漂流物を想定する場合に適用性があると判断し、前面海域からの船舶の衝突による漂流物荷重算定に適用する。

b. 流木

規格・基準類及び既往の研究論文の漂流物荷重算定式において,流木を対象とした算定式 は松冨ほか(1999),池野・田中(2003),道路橋示方書(2002),FEMA(2012)及び有川 ほか(2007, 2010)である。

道路橋示方書(2002)は、漂流物が流下(漂流)して来た場合に、表面流速(津波流速)を与えることで漂流流速に対する荷重を算定できることから、被衝突体の前面海域からの漂流物を想定する場合に適用性があると判断し、前面海域からの流木の衝突による漂流物荷重算定に適用する。

池野・田中(2003)は、実験の模型縮尺を考慮した場合、東海第二発電所におけるサイト 条件を考慮すると適用性が無いものと判断する。

松冨ほか(1999), FEMA(2012)及び有川ほか(2007,2010)は、被衝突体の前面に漂流物が設置されている場合の衝突時の荷重を算定するものである。そのため、直近(海域)からの流木の衝突による漂流物荷重の算定に適用する。

c. 車両

規格・基準類及び既往の研究論文の漂流物荷重算定式において、車両を対象とした算定式 が無いことから、対象種別がコンテナとされている算定式 (FEMA、水谷ほか、有川ほか) の 車両への適用について検討した。

FEMA (2012) は、高畠ら (2015) *1 の水流中衝突実験により車両の妥当な有効軸剛性が 既知となっていることから、その有効軸剛性を用いることで車両へ適用できるものと判断し 漂流物荷重の算定の対象とする。

水谷ほか(2005)の式は、入力パラメータの車両に対する実験での検証がされていないため、車両への適用は難しいと考える。よって、車両の漂流物荷重の算定の対象外とする。

有川ほか(2007, 2010)の式では、入力パラメータとして、衝突面積、ヤング率、ポアソン比、塑性によるエネルギー減衰効果が必要なるが、車両の実験データを再現するよう同定された当該式の妥当なパラメータが不明であるため、現状では当該式は車両への適用は難しいと考える。よって、車両の漂流物荷重の試算の対象外とする。

道路橋示方書(2002)は、漂流物が流下(漂流)して来た場合に、表面流速(津波流速)を与えることで漂流流速に対する荷重を算定できるが、防潮堤外の検討では津波の流速等を

勘案し、漂流物荷重の試算の対象外とした。

(3) 規格・基準類及び既往の研究論文の漂流物荷重算定式の整理結果 規格・基準類及び既往の研究論文の漂流物荷重算定式の整理結果を表 4.3.1.4-2 に示す。 運用対策による対応が行えない場合において、漂流物荷重の算定する際は、表 4.3.1.4-2 に示す各算定式の適用条件(種類、被衝突体からの距離、適用流速)を踏まえた上で実施 するものとする。

表 4.3.1.4-2 各種基準類の漂流物荷重算定式の整理結果

	出典	種類	被衝突体 との距離	適用流速	備考
1	松冨ほか	流木	直近(陸域) 直近(海域)	衝突速度	個別の流木 (丸太) の種類等に応じて,実現象を再現するようなパラメータを適切に定める必要がある。
2	池野・田中	流木	直近(陸域)	漂流物 移動速度	模型縮尺(1/100)を考慮した場合,東海第二発電所への 適用性が無いものと判断する。
3	道路橋示方書	流木等	前面海域	表面流速 (津波流速)	前面海域から漂流してくる流木及び船舶に適用する。
4	FEMA	流木 コンテナ	直近(陸域)	漂流物を運ぶ 流体の最大流速	非減衰系の振動方程式に基づいており、衝突体及び被衝 突体の両方とも完全弾性体で、かつ衝突時のエネルギー 減衰が一切考慮されていない前提条件での算定式である ことから、衝突時に塑性変形を伴う漂流物の荷重算定で は、個別の漂流物に対して、実現象を再現するような軸 剛性を適切に定める必要がある。
(5)	水谷ほか	コンテナ	直近(陸域)	津波の 遡上流速	東海第二発電所では、防潮堤東側エリアの500m範囲内に コンテナが無く、検討対象漂流物とはならないため、対 象外とする。
6	有川ほか	流木 コンテナ	直近(陸域) 直近(海域)	衝突速度	衝突体の剛性k1と被衝突体の剛性k2の両方がパラメータとして含まれている算定式であり、個別の漂流物に対して、実現象を再現するような剛性に係るk値を適切に定める必要があるが、対象としている種類以外への適用性があるk値に係るk1及びk2の値、すなわち実験データを再現するよう同定された当該式の妥当なk1及びk2の値が不明であるため、現状では当該式は対象としている種類以外への適用は難しいと考える。

(4) 漂流物荷重の算定における設計上の配慮について 漂流物荷重の算定においては、各パラメータについて、以下の項目を考慮して設定する。

① 漂流物荷重算定用の流速

漂流物荷重の算定に用いる遡上波の流速は、「4.1 設計に用いる遡上波の流速について」に示すとおり、漂流物荷重の大きさは構造物に対して法線方向の流速による影響が大きいため、本来は法線方向の速度値に着目するが、設計上の配慮として全ての方向の流速ベクトルを含めた中での最大流速の数値を切り上げ、基準津波時は 11.0 m/s, T.P.+24m 津波時は 15.0 m/s としている。すなわち、この設計用の流速は、防潮堤近傍における基準津波時の 法線方向最大流速である 7.08 m/s を 5 割増しした値、T.P.+24.0 m 津波時の法線方向最大流速である 9.98 m/s を 5 割増しした値に相当する。

② 漂流物の漂流流速

「4.1 設計に用いる遡上波の流速について」に示すとおり,文献**2によれば,津波による漂流物の漂流流速は,津波の表面流速(津波流速)よりも小さいとされている(図 4.3.1.4-1)。文献**3,4によれば,漂流物の衝突直前の漂流流速 v(m/s)と水の表面流速 U(m/s)の比率 α について,漂流流速 v は表面流速(津波流速)Uに対して $0\sim60$ %に低下するとされている。文献**4で述べられている比重 0.6 の漂流物の場合の表面流速に対する漂流流速 v の比率 α の確率分布を図 4.3.1.4-2 に示す。図 4.3.1.4-2 のとおり, $\alpha=v$ /U=0.1(10 %程度)以下において相対頻度が最も高いことを示している。

以上の知見はあるが、津波防護施設の設計のための漂流物荷重算定に用いる漂流流速 v は $\alpha = v/U = 1.0$ (100 %) となるように設定する。

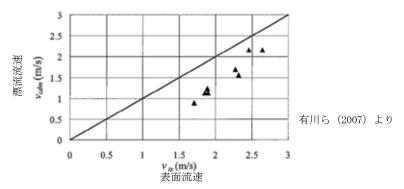


図 4.3.1.4-1 表面流速と漂流流速の関係

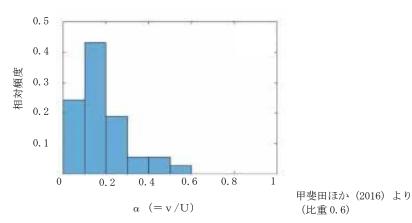


図 4.3.1.4-2 構造物模型に衝突する漂流物の速度比率 α (= v/U) の確率分布

③ 漂流物荷重を作用させる標高

防潮堤前面での最大流速時の水深は,基準津波時は T. P. +10.6 m 程度, T. P. +24.0 m 津 波時は T. P. +17.7 m 程度であり,防潮堤前面における最高水位と比較して十分に小さい。しかし,防潮堤の設計においては,設計上最大モーメントとなり最も厳しくなる防潮堤の天端に漂流物荷重を作用させる。

④ 漂流物荷重と津波荷重の重畳

漂流物荷重は津波荷重との組合せは、実際に施設に作用する荷重としては、津波による最大荷重と漂流物による最大荷重が同時に作用する可能性は小さいものの、設計上の配慮として津波による最大荷重(最大波高時における波力)と漂流物による最大荷重(最大流速時における漂流物荷重)を重畳させる。

(5) 検討対象漂流物の漂流物荷重の算定

検討対象漂流物として選定した船舶,流木及び車両について,規格・基準類及び既往の研究論文の漂流物算定式の東海第二発電所での適用性を考慮した上で,漂流物荷重を算定する。 漂流物荷重の算定に用いる流速は,基準津波時 11 m/s, T.P.+24m 津波時は 15 m/s とした。

船舶は道路橋示方書式により漂流物荷重を算定した。

流木の漂流物荷重は、松富ほか、有川ほかの式による算定に加え、FEMA(2012)により算定する。FEMA(2012)における係数 1.3 は、ASCE(American Society of Civil Engineers)による設備の重要度に応じた安全係数であり、重要施設として指定されているビル・構造物に対する係数となっている。東海第二発電所における津波防護施設の設計においては、係数 1.3 を考慮する。

流木の漂流物荷重に用いる流木の軸剛性は、図 4.3.1.4-3 に示す FEMA(2012)の軸剛性 2.4×10^6 N/m を用いた。

車両の漂流物荷重は、FEMA(2012)により算定する。車両の漂流物荷重算定時に用いる付

加質量係数 C は、FEMA(2012)においては図 4.3.1.4-3 に示すとおりとなっており、車両の付加質量係数 C は記載がないため、FEMA(2012)において最大の付加質量係数 C= 1.0 を用いた。車両の軸剛性には、高畠ら(2015) *1 の水流中衝突実験により求められた 3 段階の軸剛性のうち、最も軸剛性が大きい 3 次剛性 k_3 (2.04×10^6 N/m)を用いるものとする。

able 6-1 Mass and Stiffness of	Some Water	borne Floating D	ebris
Type of Debris	Mass (m _d) in kg	Hydrodynamic Mass Coefft. (c)	Debris Stiffness (k _d) in N/m
Lumber or Wood Log – oriented longitudinally	450	0	2.4 x 10 ⁶ *
20-ft Standard Shipping Container – oriented longitudinally	2200 (empty)	0.30	85 x10 ⁶ **
20-ft Standard Shipping Container – oriented transverse to flow	2200 (empty)	1.00	80 x10 ^{6 **}
20-ft Heavy Shipping Container – oriented longitudinally	2400 (empty)	0.30	93 x10 ⁶ **
20-ft Heavy Shipping Container – oriented transverse to flow	2400 (empty)	1.00	87 x10 ⁶ **
40-ft Standard Shipping Container – oriented longitudinally	3800 (empty)	0.20	60 x10 ⁶
40-ft Standard Shipping Container – oriented transverse to flow	3800 (empty)	1.00	40 x10 ⁶

^{*} Haehnal and Daly, 2002; ** Peterson and Naito, 2012

図 4.3.1.4-3 FEMA (2012) における流木及びコンテナの付加質量

表 4.3.1.4-3 に船舶,流木及び車両の漂流物荷重一覧を示す。また,表 4.3.1.4-3 に構造成立性の検討時に用いていた質量 50t での漂流物荷重を示す。

算出の結果,漂流物荷重は,基準津波時(流速 11m/s) では 759kN, T. P. +24m 津波時(流速 15m/s) では 1035kN となり,これらを設計用漂流物荷重とする。

表 4.3.1.4-3 漂流物荷重一覧

	質量		漂流物荷重(kN)		
種類	種類 (t)		基準津波時 (流速11 m/s)	T.P.+24 m津波時 (流速15 m/s)	
舟台舟白	15	道路橋示方書	162	221	
		松冨ほか	157	226	
流木	0.08	FEMA	198	270	
		有川ほか	390	565	
車両	0.69	FEMA (C=1.0)	759	1035	

表 4.3.1.4-4 漂流物荷重(構造成立性検討時)

毛 籽	質量			重(kN)	
種類	(t)	週 用式	基準津波時 (流速10 m/s)	T.P.+24 m津波時 (流速15 m/s)	
台船	50	道路橋示方書	490	736	

※1: 高畠ら: 津波漂流物の衝突力推定における軸剛性モデル, 土木学会論文集 B2 (海岸工学) (2015)

※2: 遡上津波によるコンテナ漂流力に関する大規模実験,海岸工学論文集,第54巻(2007) (有川ら)

※3:原子力発電所における津波漂流物の影響評価技術-現状調査とその適用に関する考察-研究報告 o 16010,電力中央研究所報告書(2017)

※4:甲斐田ら:陸上遡上津波中の漂流物挙動に関する研究,土木学会論文集 B2 (海岸工学) (2016)

4.3.2 防潮堤及び防潮扉の内側における検討

4.3.2.1 検討概要

基準津波を超え敷地に遡上する津波(以下「敷地に遡上する津波」又は特に断りのない場合を除き「津波」という。)については、防潮堤及び防潮扉(以下「防潮堤」という。)を越流又は側面部から回り込み(以下「越流」という。)、防潮堤内側の敷地内に流入することを想定している。

ただし、防潮堤ルート変更後の数値シミュレーションの結果、防潮堤内側の敷地内に流入する津波の浸水深及び流速は、津波による漂流物の影響を考慮する必要がない程度に小さいことを確認している。

このような状況では、漂流物となり得る施設・設備等として抽出されている船舶等の比較 的重量の大きい漂流物は、浮遊しかつ漂流・移動することが想定し難いと評価する。車両等 についても漂流・移動は考え難いが、万が一津波防護施設並びに建屋及び区画に内包されな い重大事故等対処設備に到達したとしても、これらの施設・設備に衝撃力を与えるような衝 突荷重は生じないものと評価する。

なお、防潮堤内側の漂流物の影響評価においても、防潮堤外側と同様にフローチャートに 基づき漂流物の影響評価を行うが、漂流物が到達しない評価結果が得られた場合であっても、 確認のために検討対象漂流物を選定し衝突荷重を算定し、設計上考慮するものとする。

津波防護施設及び建屋及び区画に内包されない重大事故等対処施設の機能に対する影響評価は、図 4.3.2.1-1 に示す検討フローにより実施する。

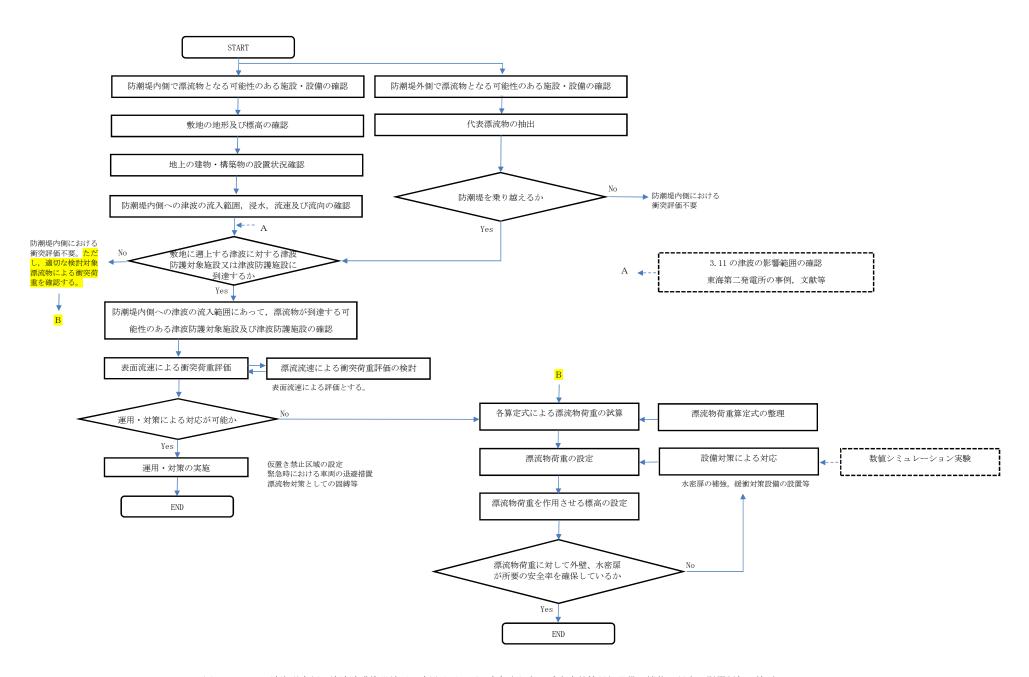


図4.3.2.1-1 防潮堤内側の津波防護施設並びに建屋及び区画に内包されない重大事故等対処設備の機能に対する影響評価の検討フロー

4.3.2.2 敷地に遡上する津波の特徴

敷地に遡上する津波による漂流物の影響検討に当たっては、以下の特徴を踏まえた検討を 行う。

(1) 防潮堤の機能保持

敷地に遡上する津波は、津波PRAを踏まえて想定する津波であり、前提条件として防潮堤高さを超える津波を想定し、津波が防潮堤を越流し防潮堤内側に流入するが、越流時においても防潮堤は概ね弾性状態を維持することで、津波の流入量を抑制する機能を保持する設計である。このため、防潮堤内側での津波の挙動に関する数値シミュレーションについては防潮堤をモデル化している。

(2) 防潮堤内側の浸水深及び流速

防潮堤による津波の流入量抑制効果により,防潮堤を越流し防潮堤内側に流入する津波の浸水深は最大で約 0.6m であり,普通車であれば浮遊し始める限界深さ程度である。また,評価対象の原子炉建屋周辺では約 0.4m であり,一般には、普通車等は浮遊しない深さである。

流速は、最大でも 2.0m/s を超えることはなく、さらに、評価対象の原子炉建屋周辺では、1.0m/s 以下となり、津波の流速としては低いものである。

(3) 第2波以降の津波の挙動

敷地に遡上する津波が防潮堤を越流する高さとなるのは第1波のみであり、第2波以降については防潮堤を超えないことが確認されており、第2波以降の津波は、防潮堤内側の漂流物評価には影響を与えない。敷地に遡上する津波の防潮堤前面における時刻歴波形を図4.3.2.2-1に示す。

(4) 防潮堤内側に流入した津波の排水の考慮

防潮堤内側に流入した津波は、構内排水路を通じて海に戻されることを想定する。

構内排水路には構内排水路逆流防止装置が設置されているが、当該設備は、基準地震動 S。による機能維持が確認されており、排水についても機能が期待できるものと想定して いる。

このため、動水圧荷重による漂流物の挙動への影響は考慮しないものとする。図 4.3.2.2-2 に敷地に遡上する津波の原子炉建屋外壁部における時刻歴波形を示す。

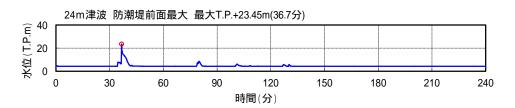


図 4.3.2.2-1 敷地に遡上する津波の防潮堤前面における時刻歴波形

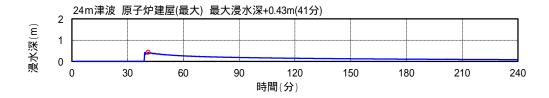


図 4.3.2.2-2 敷地に遡上する津波の原子炉建屋外壁部における時刻歴波形

4.3.2.3 サイト特性及び施設・設備の構造上の特徴を踏まえた防潮堤内側の津波防護 施設及び重大事故等対処施設の機能に対する影響検討範囲

(1) 漂流物の影響検討範囲とする施設・設備等

防潮堤内側に流入した津波は、数値シミュレーションにより、 T.P.+8m の敷地に設置される原子炉建屋1階外壁部に到達する結果が得られていることから、津波防護施設の機能に対する漂流物の影響検討範囲は、原子炉建屋を含む津波の遡上域にある津波防護施設及び重大事故等対処施設とする。

津波防護施設の影響検討範囲としては、 津波の遡上域にあって地上部に鉛直方 向に高さを有する原子炉建屋外壁及び外壁部の人員用出入口等の開口部に設置す る水密扉(以下「原子炉建屋水密扉」という。)とする。

重大事故等対処施設としての影響検討範囲は、津波の遡上域にあって建屋及び 区画に内包されない重大事故等対処設備である排気筒、格納容器圧力逃がし装置 フィルタ装置出口配管及び原子炉建屋東側接続口とする。

(2) 漂流物の影響検討範囲としない施設・設備等

a. 施設・説Bの構造等によるもの

T. P. +8m の敷地の地下部に埋設される常設低圧代替注水系等の格納槽については、格納槽上部に浸水防止設備が設置され、当該エリアは津波の流入範囲にあり最大約 0.5m の浸水深となるが、格納槽上部の水密ハッチ等の浸水防止設備は地上部に鉛直方向に高さを有する設備ではないことから漂流物衝突の影響はなく検討の範囲外とする。また、原子炉建屋西側のT. P. +8m の敷地地下部の常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)に水密扉が設置されるが、地下1階に設置され、地上部を漂流する漂流物の影響を受けないことから漂流物衝突の検討範囲外とする。

b. 施設・設備の設置高さによるもの

以下に示す原子炉建屋西側の高所エリアには津波は到達しないことから、高 所エリアに設置される施設・設備には漂流物衝突の影響はなく検討の範囲外と する。

- ① 緊急時対策所建屋 (T.P.+23mの敷地)
- ② 可搬型重大事故等対処設備保管場所 (T.P.+23m~T.P.+25mの敷地)
- ③ 常設代替交流電源装置 (T.P.+11mの敷地)

防潮堤内側への津波の流入状況を図 4.3.2.3-1 に示す。また、防潮堤内側の 重大事故等対処施設の配置を図 4.3.2.3-2 に示す。

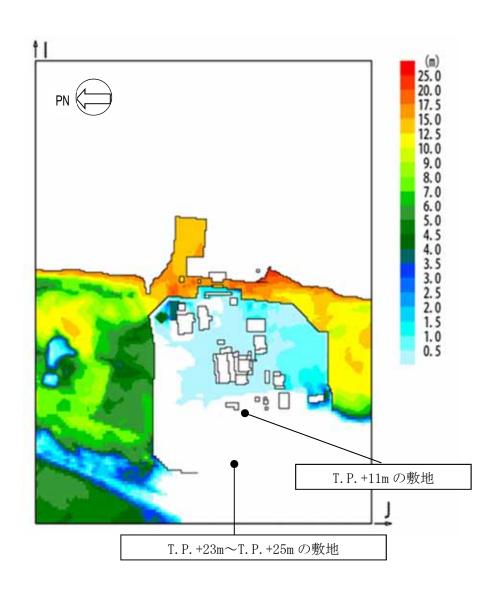


図 4.3.2.3-1 防潮堤内側における浸水深分布図 (1/2)

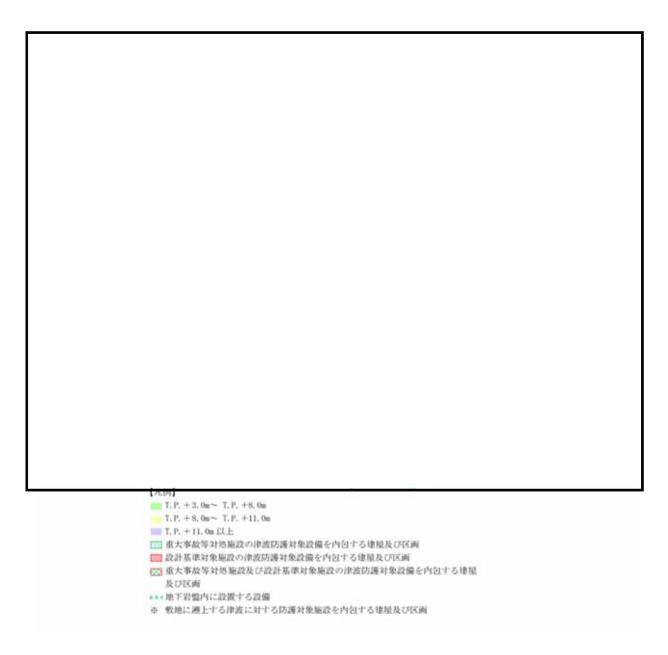


図 4.3.2.3-2 重大事故等対処施設の配置図

4.3.2.4 検討対象漂流物の選定

(1) 流況の整理結果に基づく漂流物の抽出対象エリアの設定

漂流物の発生場所(防潮堤外側からの流入場所を含む。)と原子炉建屋との間の津波の流況を整理した結果, 防潮堤内側における流速及び流向は、敷地内の主要な建物・構築物等の影響により一定の規則性を持った流向を示さないことから、漂流物の検討エリアとしては、防潮堤内側において敷地に遡上する津波が流入する範囲全てを漂流物の抽出対象エリアとして設定する。図4.3.2.4-1に防潮堤内側における津波の流速及び流向を示す。

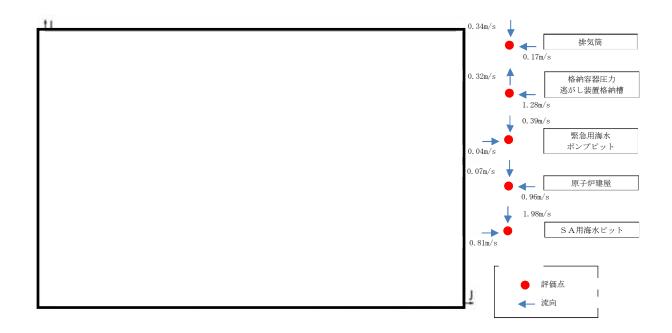


図 4.3.2.4-1 防潮堤内側における津波の流速及び流向ベクトル図

(2) 検討対象漂流物の選定

図4.3.2.4-2に発電所敷地内に設置されている鉄筋コンクリート造建物・構築物の配置,図4.3.2.4-3から図4.3.2.4-6に鉄筋コンクリート造建物・構築物の設置状況写真,図4.3.2.4-7に鉄骨造建物・構築物の配置及び図4.3.2.4-8に鉄骨造建物・構築物の設置状況写真を示す。

恒設の建物・構築物については鉄筋コンクリート造または鉄骨造の構築物であり、 鉄筋コンクリート造の構築物については、防潮堤内側に流入する津波により損壊し漂 流物となる可能性はない。なお、津波の起因事象である地震による低耐震クラスの構 築物の損壊が想定されるが、これらががれきとなった場合でも1片あたりの重量及び 津波の流速及び浸水深を考慮すれば漂流物となる可能性は低いと考えられる。

鉄骨造の構築物である再利用物品倉庫のような鉄骨フレームのテント構造のものについては、津波により倒壊する可能性は否定できないが、倒壊したとしてもテント布地の地面との摩擦抵抗及びフレーム構造であること並びに鉄骨の重量を考慮すれば漂流物となる可能性は低く、かつ原子炉建屋まで到達する可能性はないと評価する。

構内に駐車している車両については、敷地に遡上する津波の規模の津波の襲来が予想される場合には緊急時における退避措置が講じられることを原則とするが、一部の緊急用車両等は防潮堤内側の敷地に留まる可能性が否定できない。ただし、津波の浸水深及び流速を考慮すれば、漂流物として衝突影響を及ぼす可能性は極めて低いものと評価する。

その他,漂流物となる可能性が否定できない施設・設備として,流木(丸太)金属製フェンス,電源盤,ケーブル等収納箱,ページング電話ボックス,空調室外機,自動販売機等が漂流物となる可能性が否定できないことから,防潮堤外側における漂流物の検討対象と同様に,運用での対応が行えるかを検討した上で,津波防護施設の機能に対する影響評価の検討対象漂流物を選定する。

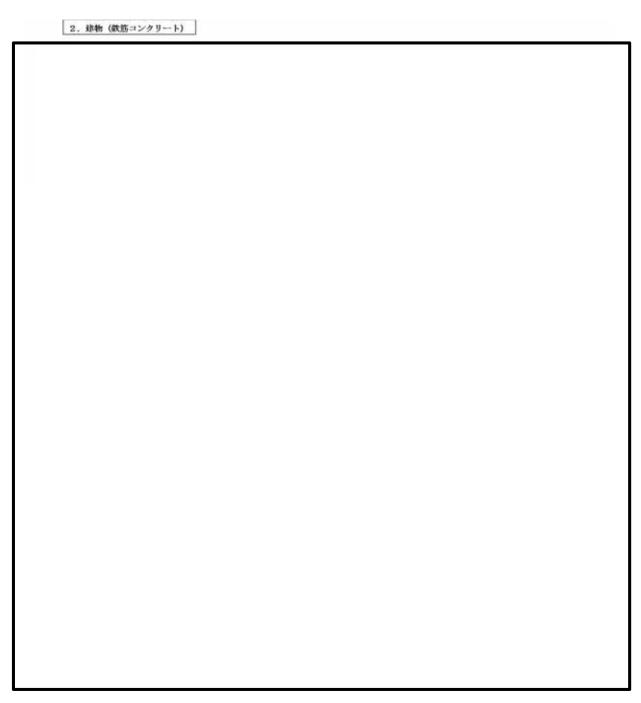


図4.3.2.4-2 鉄筋コンクリート造建物・構築物の配置図

【2. 建物(鉄筋コンクリート)+3建物(鉄骨造) (東海発電所)】 1-7 空調機械室 1-8 ホットワークショップ 1-9 保修機料倉庫 1-11 配電設備室 1-12 C.W. P制到整室 1-13 固化処理室 1-14 地下タンク上屋 1-18 後水冷却用水路スクリーン室 1-19 塩素処理室 1-20 水処理倉庫 1-21 油倉庫 1-24 工具倉庫

図4.3.2.4-3 鉄筋コンクリート造建物・構築物写真



図4.3.2.4-4 鉄筋コンクリート造建物・構築物 4.3-37



図4.3.2.4-5 鉄筋コンクリート造建物・構築物

4.3 - 38

【2. 建物(鉄筋コンクリート)、3. 建物(鉄骨造) 東海第二発電所】



図4.3.2.4-6 鉄筋コンクリート造建物・構築物

4.3 - 39

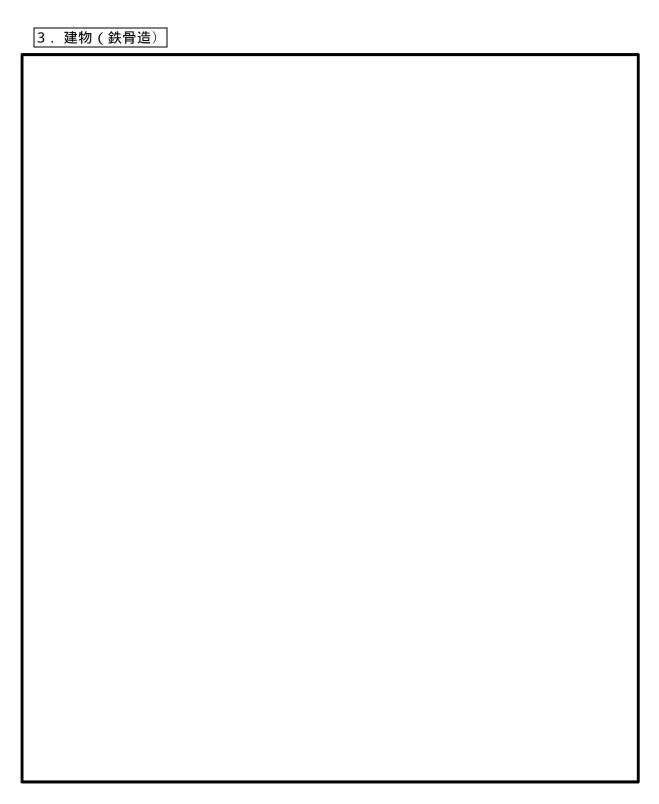


図4.3.2.4-7 鉄骨造建物·構築物配置図



図 4.3.2.4-8 鉄骨造建物・構築物

(3) 検討対象漂流物の抽出

防潮堤内側における浸水深及び流速を考慮すると、流木及び工事用資器材である足場板のような軽量の漂流物以外は漂流・移動の可能性が低く、仮に漂流し衝突したとしても原子炉 建屋等の評価対象施設・設備の機能に影響を与えることはないと評価する。

ただし、車両については、数値シミュレーションの結果得られてる浸水深が、車両が浮遊する限界深さ程度であることを踏まえ、評価対象物に衝突した場合の影響を確認することとし、検討対象漂流物とする。また、発電所構内におけいて工事用資材として使用される足場板(L200mm×W200×t35mm)については、浸水深が低く流速が小さい場合でも漂流の可能性があるものとして検討対象漂流物とし、評価対象物の原子炉建屋水密扉に衝突する想定で衝突荷重を確認する。

4.3.2.5 漂流物による荷重算定式に関する規格・基準類及び既往の研究論文

(1) 規格・基準類及び既往の研究論文の漂流物荷重算定式の整理

規格・基準類及び既往の研究論文の漂流物荷重算定式の整理については,「表 4.3.1.4-2 各種基準類の漂流物荷重算定式の整理結果」による防潮堤外側での整理結果と同じである。

(2) 検討対象漂流物への漂流物荷重算定式の適用について

検討対象漂流物への漂流物荷重算定式の適用についての検討結果は、車両への算定式の 適用結果を除き防潮堤外側における整理結果と同じである。

車両は、浸水深及び流速を考慮すると低速での漂流を想定し、表面流速(津波流速)を 与えることで漂流流速に対する荷重を算定できる道路橋示方書(2002)により漂流物荷重 を算定する。

工事用資材である足場板については、浸水深及び流速を考慮すると低速での漂流が想定される。低速で漂流した場合、衝撃的な荷重が発生することは考え難いことから、道路橋示方書(2002)が適用できるが、保守的に FEMA(2012)により漂流物荷重を算定する。

(3) 検討対象漂流物の漂流物荷重の算定

設計において衝突荷重を考慮する車両(1.5t)は、<mark>浸水深及び流速を考慮すると低速で</mark>の漂流が想定されることから、表面流速(津波流速)を与えることで漂流流速に対する荷重を算定できる道路橋示方書(2002)により漂流物荷重を算定する。

工事用資材である足場板 (0.01t) については、<mark>浸水深及び流速を考慮すると低速での漂流が想定される。低速で漂流した場合、衝撃的な荷重が発生することは考え難いことから、道路橋示方書(2002)が適用できるが、保守的に FEMA(2012)により、FEMA(2012)における木材の軸剛性(2.4×10^6 N/m)を用いて漂流物荷重を算定する。表 4.3.2.5-1 に漂流物荷重一覧を示す。</mark>

算出の結果、漂流物荷重は13 kNとなり、これを設計用漂流物荷重とする。

表 4.3.2.5-1 漂流物荷重一覧

種類	質量(t)	適用式	漂流物衝突荷重(kN) (流速 2m/s)
船舶	15	漂流物とならない ため対象外	_
車両	1.5	道路橋示方書	3
足場板 (杉)	0.01 (L2000mm× W200×t35)	FEMA	13